

令和6年度
都市局関係予算概要

令和6年1月

国土交通省都市局

目次

I. 令和6年度 都市局関係予算 総括表	1	3. こども・子育てにやさしいまちづくり	
II. 令和6年度 都市局関係予算の基本方針	4	(1) こども・子育て支援環境の充実化	2 5
III. 令和6年度 都市局関係予算 主要事項	5	(2) こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり	2 6
1. まちづくり GX	5	4. コンパクト・プラス・ネットワークの深化	
2. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化	7	(1) 立地適正化計画の充実、	
3. こども・子育てにやさしいまちづくり	9	地域公共交通と連携した人間中心のまちづくり	2 7
4. コンパクト・プラス・ネットワークの深化	1 1	5. まちづくり DX	
5. まちづくり DX	1 3	(1) 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	2 9
6. 防災・減災まちづくりの更なる推進	1 5	(2) スマートシティの実装化および海外展開の推進	3 1
7. 都市開発の海外展開の推進	1 7	6. 防災・減災まちづくりの更なる推進	
8. 2027 年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組	1 8	(1) 事前防災まちづくりの推進	3 3
IV. 令和6年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等	1 9	(2) 災害に強い都市拠点・市街地の形成	3 4
.....		(3) 盛土の安全確保対策の推進	3 5
1. まちづくり GX		7. 都市開発の海外展開の推進	
(1) 地方公共団体等による緑地の保全・整備等の推進	1 9	(1) 都市開発および 3D 都市モデル等の海外展開	3 6
(2) 民間投資による良質な都市緑地の確保の推進	2 0	8. 2027 年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組	
(3) 都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化	2 1	(1) 2027 年国際園芸博覧会に向けた取組	3 7
2. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化		(2) 首里城の復元に向けた取組	3 8
(1) 地方都市等の再生	2 2	V. 令和6年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧	3 9
(2) 官民連携した地方都市再生、移住促進に向けた支援強化	2 3	
(3) 国際競争力強化のための都市再生の推進	2 4	VI. 令和6年度 都市局関係 税制改正概要	4 1
		VII. 参考資料	4 2
		VIII. 問い合わせ先	6 7

I. 令和6年度 都市局関係予算 総括表

(1) 令和6年度 都市局関係予算 事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和6年度 (A)		前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考														
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費															
国 営 公 園 等	37,621	32,386	39,085	32,386	0.96	1.00	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局関係事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 506,453百万円 ・防災・安全交付金 870,652百万円 2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和6年度</th> <th colspan="2">前 年 度</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>国 費</th> <th>事業費</th> <th>国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街 路 事 業</td> <td>5,319,293 の内数</td> <td>2,118,300 の内数*</td> <td>5,275,207 の内数</td> <td>2,118,262 の内数</td> </tr> </tbody> </table> ※「高規格道路、IC等アクセス道路その他」 (国費258,875百万円の内数) 等を含む。 3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 1,111百万円 4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。 ・政府保証債(財政投融资) 50,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円	区 分	令和6年度		前 年 度		事業費	国 費	事業費	国 費	街 路 事 業	5,319,293 の内数	2,118,300 の内数*	5,275,207 の内数	2,118,262 の内数
区 分	令和6年度		前 年 度																		
	事業費	国 費	事業費	国 費																	
街 路 事 業	5,319,293 の内数	2,118,300 の内数*	5,275,207 の内数	2,118,262 の内数																	
うち国営公園等整備	9,903	9,903	9,225	9,225	1.07	1.07															
うち国営公園等維持管理	15,025	15,025	15,655	15,655	0.96	0.96															
市 街 地 整 備	295,257	94,107	289,305	94,024	1.02	1.00															
住 宅 対 策	704	352	834	417	0.84	0.84															
一般公共事業計	333,582	126,845	329,224	126,827	1.01	1.00															
災 害 復 旧 等	744	406	744	406	1.00	1.00															
公共事業関係計	334,326	127,251	329,968	127,233	1.01	1.00															
行 政 経 費	3,625	2,602	2,958	2,146	1.23	1.21															
合 計	337,951	129,853	332,926	129,379	1.02	1.00															

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

(2) 令和6年度 都市局関係予算 主要事項 (国費)

(単位：百万円)

事 項	令和6年度 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和5年度 補正予算
国営公園等	32,386	32,386	1.00	3,694
国営公園等整備	9,903	9,225	1.07	1,756
国営公園等維持管理	15,025	15,655	0.96	1,938
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	3,010	3,275	0.92	0
緑地保全・優良緑地確保支援事業資金	300	0	皆増	0
こどもまんなか公園づくり支援事業	10	0	皆増	0
国営公園等事業調査	905	367	2.47	0
市街地整備	94,107	94,024	1.00	13,459
都市構造再編集集中支援事業	70,068	70,000	1.00	7,629
国際競争拠点都市整備事業	13,065	13,000	1.01	901
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	666	329	2.02	66
まちなかウォークアブル推進事業	590	589	1.00	0
民間都市開発推進資金	2,000	2,400	0.83	2,000
まちづくりファンド支援事業	100	100	1.00	300
地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	30	0	皆増	0
都市・地域交通戦略推進事業	1,000	1,000	1.00	0
まちづくりDX先導調査	272	200	1.36	575
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,100	1,050	1.05	1,200
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,100	1,050	1.05	0
住宅対策	352	417	0.84	0
一般公共事業計	126,845	126,827	1.00	17,153
災害復旧等	406	406	1.00	1,595
公共事業関係計 (A)	127,251	127,233	1.00	18,748

(単位：百万円)

事 項	令和6年度 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和5年度 補正予算
行政経費				
防災集団移転促進事業	600	134	4.46	111
コンパクトシティ形成支援事業	579	501	1.16	100
官民連携まちなか再生推進事業	300	315	0.95	200
スマートシティ実装化支援事業	249	280	0.89	100
スマートサービス海外展開調査	28	0	皆増	0
都市開発の海外展開	180	170	1.06	0
2027年国際園芸博覧会関係経費	145	135	1.08	11
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00	0
行政経費計 (B)	2,602	2,146	1.21	522
合 計 (A)+(B)	129,853	129,379	1.00	19,270

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。

Ⅱ. 令和6年度 都市局関係予算の基本方針

サステナブルでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの実現に向けて、5つの基幹的取組を踏まえつつ、3つの重点課題に取り組みます。

(重点課題)

まちづくりGX

- 特別緑地保全地区等における国指定法人による**土地の買入れと機能維持増進への支援**
- 優良緑地の認定制度**による民間資金を活用した良質な緑地の整備
- 脱炭素化に資する民間都市開発への**金融支援**

地方都市再生

都市の国際競争力強化

- 中心市街地の**低未利用建物や旧商業施設を再生/活用したまちなかのにぎわい創出への支援**
- 移住・二地域居住の推進**に向けた取組への支援
- 国際競争力強化**に向けた基盤整備や優良民間都市開発への支援

「こどもまんなかまちづくり」

- 日常生活を営むエリア周辺におけるこども・子育て環境の充実に向けた**総合的な環境整備の推進**
- こどもや子育て当事者の**目線に立ったこどもの遊び場の確保**や、親同士・地域住民の交流の場の創出に向けた**公園整備の推進**

コンパクト・プラス・ネットワークの深化

- 都市の課題解決に向けた**立地適正化計画策定**に向けた支援
- デジタル技術を活用した**立地適正化計画の質の向上**に向けた取組の推進
- 地域公共交通との連携強化に向けた**モビリティハブ整備等への支援**

まちづくりDX

- 3D都市モデルを活用した**魅力的サービスの社会実装**への取り組み
- 地方公共団体による**3D都市モデルの整備・活用等への支援**
- 建築・不動産分野との連携の推進**

防災・減災まちづくり

- 災害リスクの高いエリアからの**移転促進**に向けた支援
- 災害に強い都市拠点/**市街地の形成**に向けた支援
- 盛土の安全確保対策**の推進

都市開発の海外展開

3D都市モデルや官民一体となった都市開発の海外展開による国際貢献

2027年国際園芸博覧会 首里城復元

開催に向けた準備や復元に向けた取組の着実な実施

(基幹的取組)

1. まちづくりGX

G7 香川・高松都市大臣会合でも取り上げられた、地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応（CO₂の吸収、エネルギーの効率化・暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応するため、これらに対し大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮及び都市におけるエネルギーの面的利用の推進を図る取組等を進める。

施策の概要

①気候変動への対応



都市緑化等によるCO₂の吸収



エネルギーの面的利用のイメージ

都市に取組が求められる3つの視点

②生物多様性の確保



生息・生育空間の保全・再生・創出



③Well-beingの向上



緑陰のある
居心地の良い歩行空間



環境教育の場

4つの重点取組テーマ

1. 緑地に関する官民の共通認識の形成

- 都市計画における緑地の位置付けを向上させると共に、国・地方公共団体による都市の緑地に関する目標を打ち出す。
- 広域の見地から計画的に緑のネットワークを形成し、緑の機能発揮による魅力的でコンパクトなまちづくりを推進。

2. 都市の緑地に対する民間投資の促進

- ESG投資※1やTNFD※2等の世界的な潮流を踏まえ、良質な都市の緑地を創出・維持するプロジェクト等を客観的指標で積極的に評価し、民間資金を集める仕組みを導入。

※1 ESG投資：従来の財務情報だけでなく、環境・社会・ガバナンスの要素も考慮した投融資

※2 TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures):自然に関する企業のリスク管理と開示の枠組みを構築するために設立された国際組織

3. 地方公共団体等による緑地の保全・整備の推進等

- 都市の貴重な緑地の量や質の向上に向け、都市計画税の充当を可能にする等、地方公共団体に対する支援の充実と共に、国が指定する法人による緑地確保支援の仕組みを構築。

4. 都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化

- エネルギー密度の高いエリアにおいて、再エネ化等の取組に対する集中的な支援や、エネルギーを面的に利用する施設の拡充を図るための支援を行うなど、取組を深化。

<各施策の取組イメージ>

地方公共団体等による緑地の保全・整備の推進等

- 都市緑地の保全等を推進するため、公益団体（国指定法人）が特別緑地保全地区（特緑）等の緑地の買入れ等を行う制度の創設に併せて、同法人による緑地の買入れや緑地の機能維持増進への貸付制度を創設する。
- 特緑等の緑地の持つ機能を発揮するための樹木の整備等への支援を強化する。
- 都市の生物多様性の確保に資する都市公園の整備や国営公園における生物の生息環境の保全や環境教育の取組等を推進する。

【緑地保全・優良緑地確保支援事業資金】
【都市公園・緑地等事業】
【国営公園等事業】

【国指定法人による買入れのスキームイメージ】

<制度改正後:国指定法人を介した買入れが可能に>



国指定法人が地権者から**土地を一括して機動的に買入れることが可能に**

都市の緑地に対する民間投資の促進

- 良質な都市の緑地を創出・維持するプロジェクト等を客観評価する取組のもと、民間事業者が行う良質な緑地の整備等に要する支援を行い、民間投資による良質な都市緑地の確保を推進する。



心身の健康に配慮したワークプレイス



生物多様性の確保にも寄与する居心地の良い緑地空間

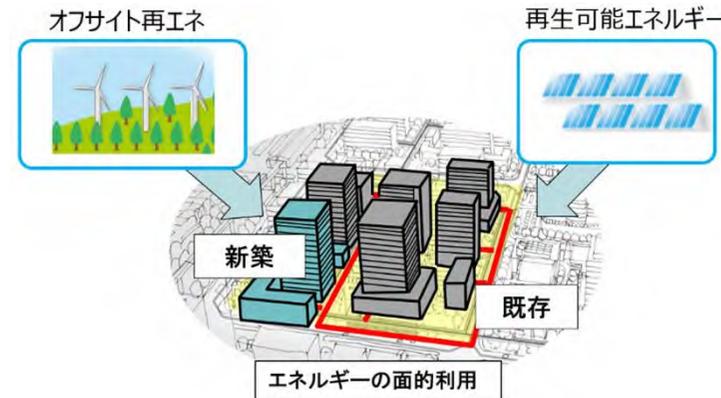
【緑地保全・優良緑地確保支援事業資金】
【グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】
【都市公園・緑地等事業】

※併せて、組織改正を行い、都市環境の保全・創出の司令塔機能を担う組織を設置し体制を強化。

都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化

- 再生可能エネルギーの導入等により、都市のエネルギー利用の環境負荷低減・効率化に対して集中的な支援を行う。

【国際競争拠点都市整備事業】
【都市構造再編集集中支援事業】



都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化のイメージ

都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業の推進

- 緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業に対し、国が認定し、民間都市開発推進機構を通じた金融支援を強化する。

【メゾン支援事業】
【まち再生出資事業】
【民間都市開発推進資金】

■ イメージ（例）



都市開発における緑地の創出の事例

都市開発における再生可能エネルギー導入等の事例

2. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(1) 地方都市等の再生

地方都市では、人口減少、少子高齢化に加え、地域経済の縮小、中心市街地の衰退といった問題に直面し、ヒト・モノ・カネの域外への流出が続く。これらに対処するには、民間の消費、投資を喚起するようなまちづくりを進めていくことが重要である。

このため、製造業などの域外から稼ぐ産業の地方立地と、まちなかの再生による域内消費の促進により、地域経済の活性化を図るため、国は、財政、金融、税制、制度面から様々な施策を講じるとともに、人材・ノウハウ面においてもハンズオン支援を実施し、地方の取組を強力に支援する。

主要施策①：産業立地の促進

サプライチェーン対策としての製造業の国内回帰の動き等に対応し、付加価値の高い製造業や物流業など、域外から稼ぐ産業の地方立地を促し、地域雇用の創出と地域経済力の底上げを図る。



産業集積の促進（北上市）



物流施設・食品加工工場の整備（狭山市）



連携

主要施策②：まちなかの再生

まちなかの賑わい空間の整備、地域の核となる地方百貨店等の商業施設や、まちに点在する空き店舗、空き家の改修・利活用により、まちなかの再生を図り、域内の消費を促進する。



まちなかの賑わい空間の整備（熊本市）



空家を改修したゲストハウス（豊岡市）

(2) 都市の国際競争力の強化

我が国の大都市が、国全体の経済成長を牽引するためには、世界との比較における「強み」（公共交通機関の利便性等）を更に伸ばしたうえで、環境配慮、外国人対応、イノベーション創出など「弱み」の面での対策が重要である。

そのため、豊かな文化と地域資源を活かしつつ、国際ビジネス拠点の形成、イノベーション創出、都市の脱炭素化等に資する優良な民間都市開発プロジェクト等を推進する必要がある。

① 我が国経済を牽引する 優良な民間都市開発プロジェクトの推進

- ・都市再生促進税制、民間都市開発推進機構の金融支援、都市再生特別地区制度等による規制緩和等を通じ、我が国経済を牽引する優良な民間都市開発プロジェクトを推進。



常盤橋プロジェクト（TOKYO TORCH）



東京ミッドタウン八重洲

② 国際ビジネス拠点を支える 都市基盤の整備の推進

- ・国際競争拠点都市整備事業等により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要な道路や鉄道施設、バスターミナル等の都市基盤の整備を重点的かつ集中的に支援。



品川駅・田町駅周辺地域

③ イノベーションの推進

- ・国際的なビジネス交流・スタートアップ拠点を形成し、イノベーション力の強化を図る。また大都市と地方都市の交流連携を推進。



虎ノ門ヒルズビジネスタワー内の
インキュベーション施設（ARCH）

(3) 移住・二地域居住の推進

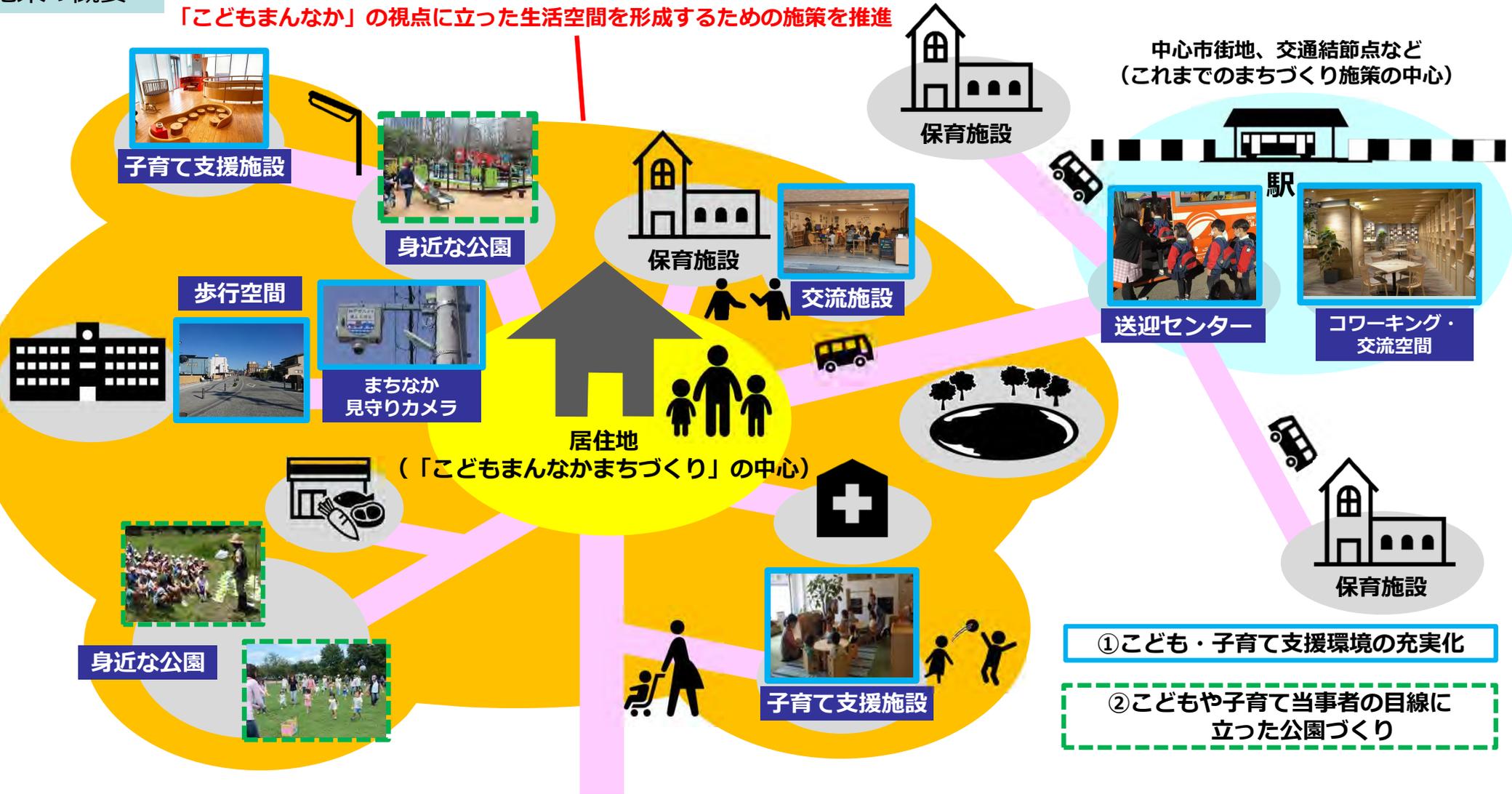
コロナ禍以降、場所に縛られない働き方が可能となり、地方への移住・二地域居住への関心が高まっている。一方で、移住・二地域居住への大きな壁として「仕事がないこと」があげられる。これらに対処するため、テレワーク拠点やコワーキングスペース等の働く場と周辺エリアを含めた交流機会の確保により、新たなビジネス機会を創出する。

3. こども・子育てにやさしいまちづくり

こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速させ、関係局と連携しながら、こどもの遊び場や親同士の交流の場を整備するなど、こども・子育て支援環境の充実に向けた取組を強力に推進する。

施策の概要

こどもや子育て当事者の目線や住宅を起点とした近隣地域といった「こどもまんなか」の視点に立った生活空間を形成するための施策を推進



<主な取組>

こども・子育て支援環境の充実化

- 居住地周辺におけるこども・子育て支援環境の充実に向けた支援を強化

【都市構造再編集集中支援事業等】

(支援イメージ)



地域交流センター



子育て世代活動支援センター

- こどもやこども連れの保護者が歩きやすい歩行空間の整備への支援を強化

【都市・地域交通戦略推進事業】



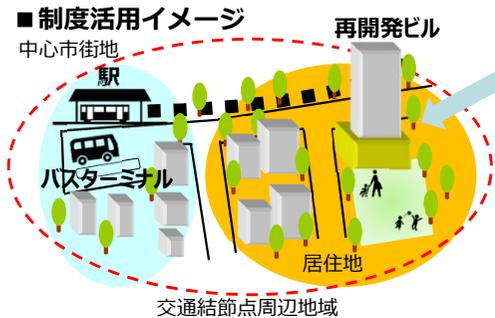
歩道の拡幅・段差解消



バリアフリー交通施設 (EV等)

- 良質な市街地環境の整備を促進するため、子育て支援施設等の整備への支援を強化

【市街地再開発事業等】



再開発ビルの中への子育て施設の設置を支援

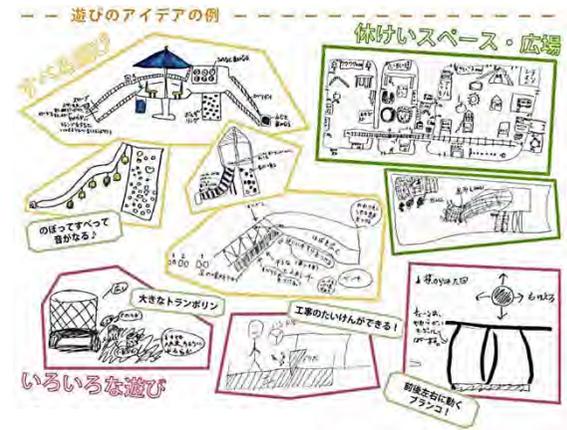
<例>

- 送迎センター
- 子育て世代活動支援センター

こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり

- こどもや子育て当事者からニーズの高い身近にある都市公園の計画策定・整備を重点支援

【都市公園・緑地等事業等】



大井坂下公園 (品川区)

「公園づくりワークショップ」を通してこどもたちのアイデアを取り入れた公園整備

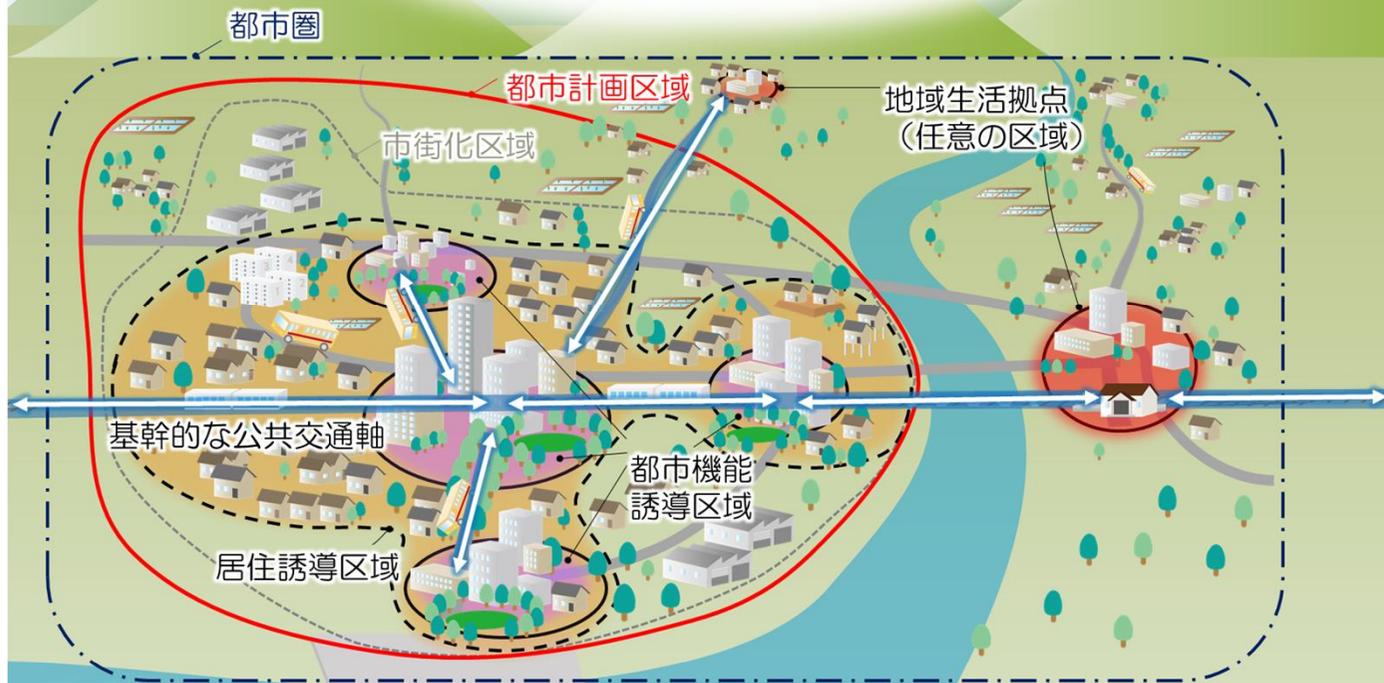
4. コンパクト・プラス・ネットワークの深化

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるための「立地適正化計画」を作成・公表済の市町村数は527となった（令和5年7月31日時点）。更なる作成を推進しつつ、立地適正化計画を作成してから一定期間を経過した自治体も出てきているため、その効果を検証し、それに基づく計画の見直しや、計画に基づく取組の充実を図っていくための支援を強化する。

また、まちづくりと地域公共交通が連携し、一体となって行われる取組を更に推進する。

施策の概要

持続可能な都市圏を目指したまちづくり



都市圏全体で

- ・立地適正化計画と地域公共交通計画の連携を強化し、都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成
- ・必要な機能が確保された地域生活拠点の整備により、良好な環境を形成

コンパクト・プラス・ネットワークの取組の更なる推進と深化

① 立地適正化計画の更なる作成

② 立地適正化計画の充実

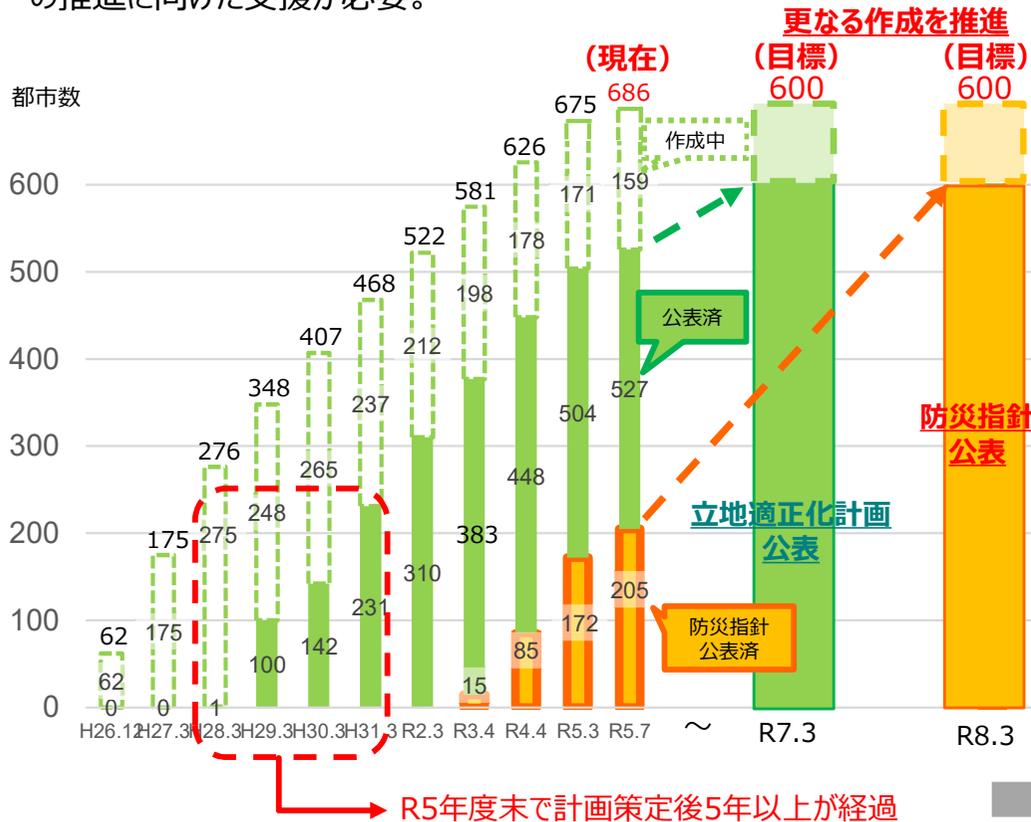
③ 地域公共交通と連携したまちづくり

上記施策の方針を検討するための有識者検討会※を新たに立ち上げ。

※ 立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会

①立地適正化計画の更なる作成

・立地適正化計画の作成数は順調に伸びてきており、引き続き更なる作成の推進に向けた支援が必要。



②立地適正化計画の充実

・コンパクト・プラス・ネットワークの取組をより進めるためには、立地適正化計画による施策効果の適切な評価、評価結果に基づく適切な立地適正化計画の見直しが必要。

これまでのコンパクト・プラス・ネットワークの効果

- 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数※1
→ **63.9%**

評価時点	増加した都市 <small>※維持した15都市を含む</small>		減少した都市		合計
	都市数	割合	都市数	割合	
R5.4.1	274 都市	63.9%	155 都市	36.1%	429都市

- 市町村全域に存する誘導施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数※2
→ **63.6%**

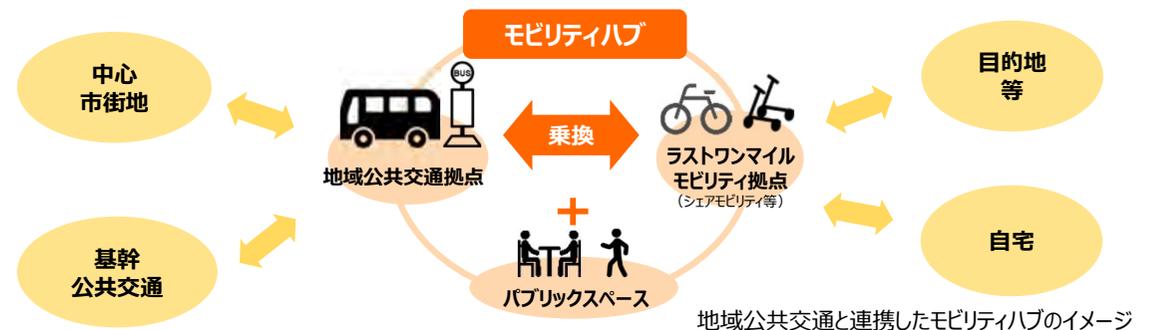
評価時点	増加した都市		維持した都市		減少した都市		合計
	都市数	割合	都市数	割合	都市数	割合	
R5.4.1	149 都市	34.6%	125 都市	29.0%	157 都市	36.4%	431都市

効果検証の更なる推進

検証結果に基づく計画の見直しや取組の充実に対する支援の強化

③地域公共交通と連携したまちづくり

・多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、地域公共交通と連携しつつ、近隣の生活圏内における移動サービスの質の向上を図るための拠点（モビリティハブ※3）の整備を推進する。



※1：R3年度末までに立地適正化計画を作成・公表した都市のうち居住誘導区域を設定した429都市に対するアンケート調査

※2：R3年度末までに立地適正化計画を作成・公表した都市のうち都市機能誘導区域を設定した431都市に対するアンケート調査

※3：公共交通やシェアモビリティ等複数のモビリティの結節となる拠点

5. まちづくりDX

まちづくりDXでは、インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用することで、人口減少・少子高齢化の中で、豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現を目指す。

このため、都市政策の領域をデジタル・サイバー空間にも拡張し、従来の領域と新たな領域を組み合わせることで新しい価値や課題解決を可能とする代表的な分野として、重点取組テーマ4分野に取り組む。

＜4つの重点取組テーマ＞ — 新たな価値創出／課題解決

①都市空間DX

データに基づく予測、解析、検証や都市サービスへの対応等により都市空間の最適な再構築を実現

②エリマネDX

デジタル技術の活用による、地域単位でのきめ細かい住民ニーズの把握と高度な都市サービスの提供を実現

③オープンデータ化

まちづくりに関する官民の多様なデータのオープンデータ化を進め、市場創出/オープン・イノベーションを実現

④Project PLATEAU

まちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムを構築

＜取組イメージ＞

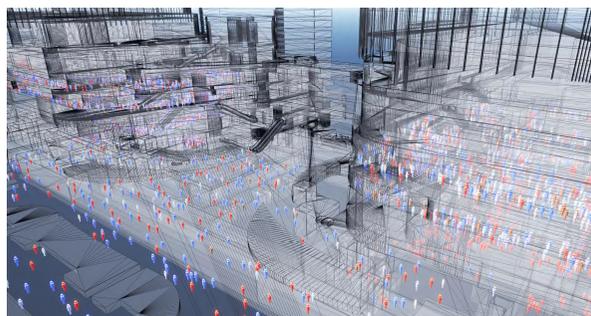
まちづくりプロセスの効率化・高度化

立地適正化計画の作成・評価等のまちづくりのプロセスにおけるデータ活用や都市計画・まちづくり全般のデジタル化・オープン化



都市空間の効率化・高度化

自動運転に対応した都市空間等の検討やデジタル技術の活用によるエリア価値の向上、民間サービス・ビジネスの創出



国際展開・協力

G7の枠組みや都市開発の海外展開等による我が国企業の海外進出の推進や海外展開・国際協力のための調査

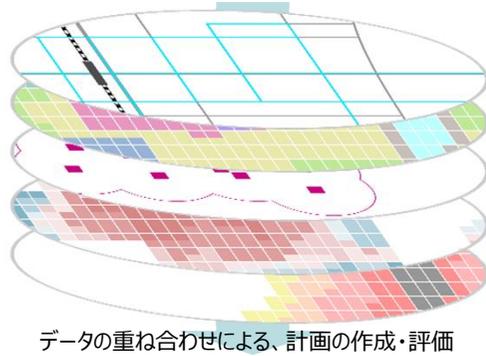


「人間中心のまちづくり」の実現

<具体の取組>

立地適正化計画等作成・評価の効率化・高度化

品質が確保された全国基礎データの整備と各種データの重ね合わせにより、立地適正化計画等のまちづくり計画の作成・評価を効率化・高度化。これにより、計画やこれに基づく取組をより実効的なものにする。



スマートシティの社会実装の加速

デジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業を支援する。



自動運転に対応した都市空間等の検討

自動運転技術の早期実装に向け、実証実験等を通じ、都市交通施設のあり方を検討する。
自動運転社会における望ましい都市像の実現に向け、都市空間や都市交通ネットワークのあり方などの検討を深度化する。



PLATEAU エコシステムの構築と経済社会の変革

自治体、民間、コミュニティ等の多様なプレイヤーがそれぞれのイニシアティブで取組を進める「PLATEAU エコシステム」の本格構築を行うとともに、コンソーシアムの設立などを通して、PLATEAUのユーザーを主体にした経済社会の変革を促す。



デジタル技術の活用によるエリア価値の向上

身近なエリアのまちづくり活動において、デジタル技術の活用により、企業・市民の参画を促進し、コミュニティの形成やソーシャルキャピタルの醸成等、エリア価値の向上につながる取組を展開する。



海外展開・国際協力調査

データ・デジタル技術を活用した海外における都市開発の展開手法の検討により、日本企業の海外進出を推進する。
諸外国政府と連携し、都市デジタルツインの取組や関連技術の国際展開を見据えた動向調査を行う。



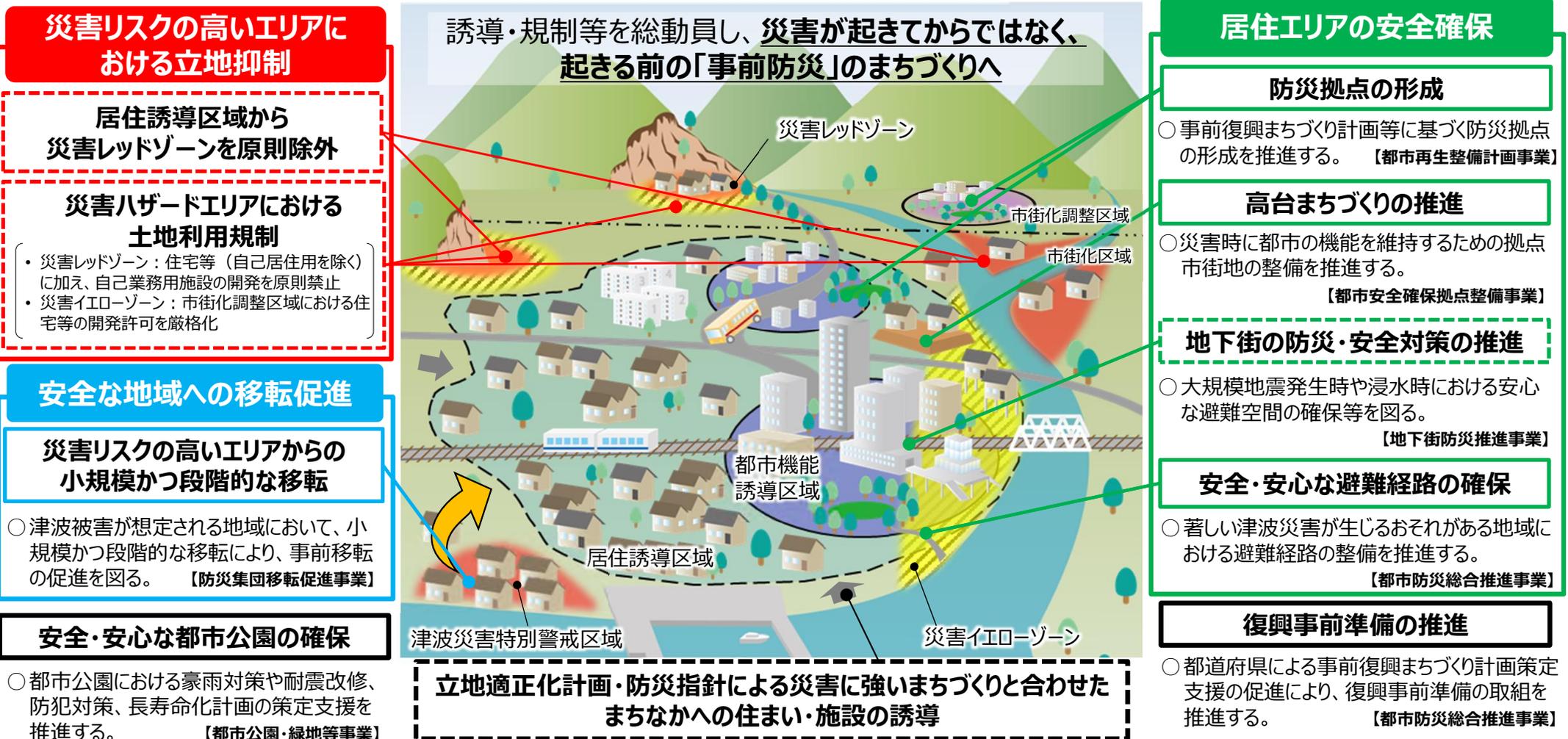
6. 防災・減災まちづくりの更なる推進

激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転促進などの事前防災まちづくりを推進するとともに、盛土の安全確保対策を着実に推進する。

施策の概要

① 防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転の促進等

災害リスクの高いエリアからの事前移転促進や、災害に強い都市拠点・市街地の形成等を総合的に推進する。



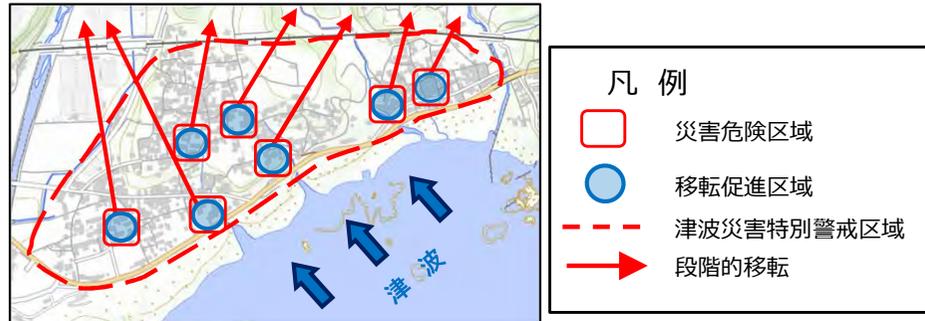
※実線枠は令和6年度の拡充関連施策

<①の主な取組>

○災害リスクの高いエリアからの小規模かつ段階的な移転

南海トラフ地震等の巨大地震に伴う津波被害が想定される一定要件を満たした市町村において、災害発生前の小規模かつ段階的な移転を可能とすることにより、津波被害の軽減を図り、事前防災まちづくりを推進する。

【防災集団移転促進事業】

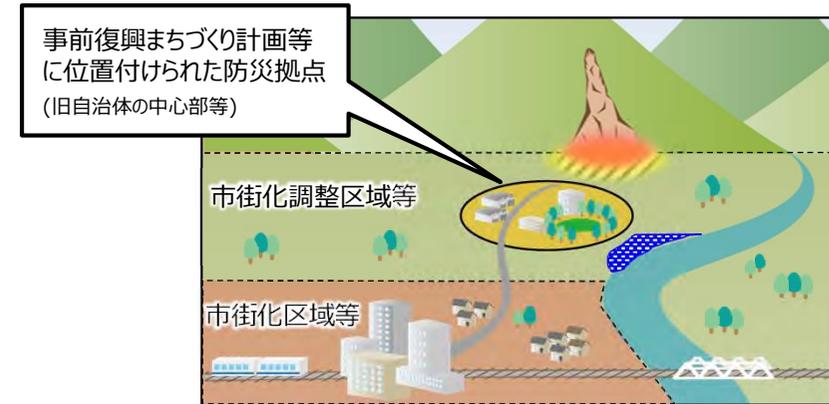


【津波被害が想定される地域からの小規模かつ段階的移転のイメージ】

○防災拠点形成への支援

災害の発生が想定される市街化調整区域等において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域を支援対象に追加する。

【都市再生整備計画事業】

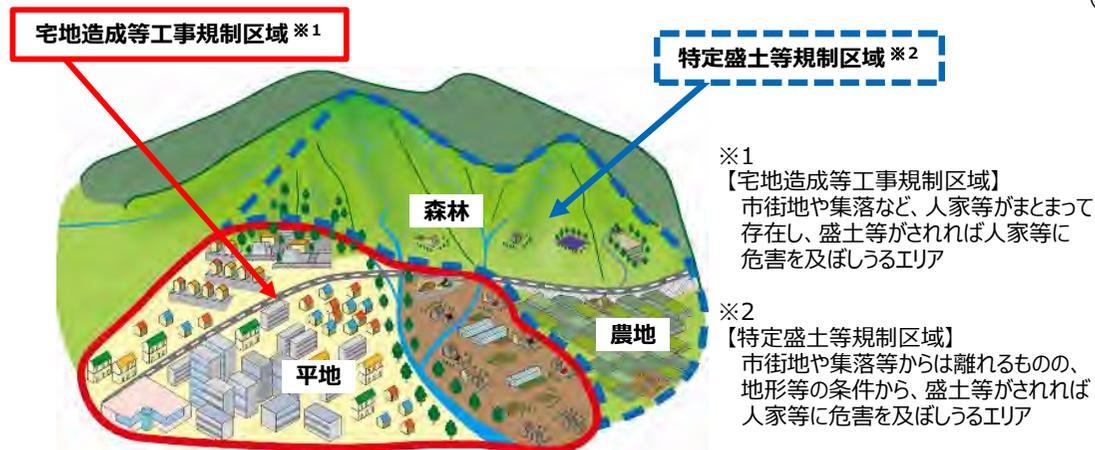


②盛土の安全確保対策の推進

令和5年5月に施行された盛土規制法に基づく都道府県等が実施する規制区域指定のための調査等の取組や盛土の安全性把握調査、対策工事等に対する支援措置を通じて、盛土の安全確保対策を推進する。

【都市防災総合推進事業】
【宅地耐震化推進事業】
【盛土緊急対策事業】

< 盛土規制法に基づく規制区域のイメージ >



○大規模盛土造成地の安全対策に対する支援の強化

大地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落の未然防止に向けた安全対策の取組が円滑に行われるよう、対策工事における補助対象事業費の限度額を見直すことにより、支援を強化する。

【宅地耐震化推進事業】

7. 都市開発の海外展開の推進

政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携により、TOD、スマートシティ等の日本の強みを生かした案件の展開を中心に、本邦民間企業が参画する都市開発の海外展開を推進する。

また、令和5年7月に開催されたG7香川・高松都市大臣会合を踏まえ、3D都市モデル（PLATEAU）の海外展開・国際協力を図るとともにASEAN等新興国における、デジタル技術を活用した環境に優しい都市開発を推進する。

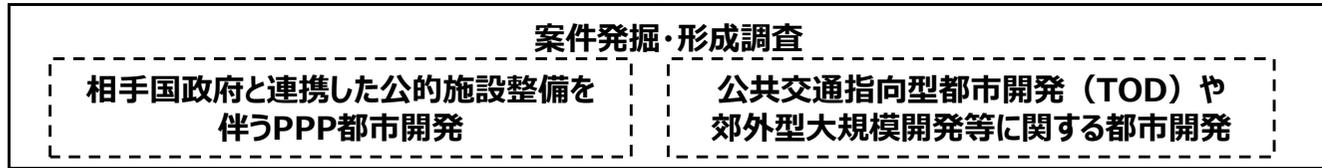
G7香川・高松都市大臣会合

- ・「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマとして議論・意見交換。
- ・「ネットゼロ・レジリエンス」「インクルーシブ」「デジタル」を軸とするコミュニケを発表。
- ・新興国や開発途上国を含む国際交流の支援等を取組指針として定めた香川・高松原則を合わせて発表。

施策の概要

○ 都市開発の海外展開の推進

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化



↑
JOINによる出資案件42件のうち
都市開発案件18件
※令和5年12月時点

3D都市モデル・デジタルツインの海外展開・国際協力

- 3D都市モデル／デジタルツインや都市計画GIS等の技術に係る動向調査**
 - ・G7都市大臣会合の成果・ネットワークを活かした政府間レベルでの協力や研究機関とのコネクション醸成、OGC会合等の国際会議や標準化団体への参加 等
- 3D都市モデル／デジタルツインに係る本邦技術ホルダー企業の国際展開支援**
 - ・国際会議や展示会等への日本企業の参加促進 等



G7都市大臣会合
(2023.7香川県高松市)



FOSS4G
(2023.6コンボ共和国)



SPP会合
(2023.11インドネシア)

8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

- ・2027年に神奈川県横浜市で開催するA1クラス（最上位）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。
- ・令和元年10月の火災により焼失した首里城について、本体工事を推進し、令和8年の正殿の復元に向けた取組を進める。

施策の概要

①2027年国際園芸博覧会に向けた取組



2027年国際園芸博覧会（略称:GREEN×EXPO 2027）では、花と緑の関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会を創造する機会となるよう、開催に向けた準備を着実に進める。

【2027年国際園芸博覧会関係経費】



会場位置図



会場イメージ



開催概要	
位置付け	最上位の国際園芸博覧会（A1） 国際博覧会条約に基づく認定博覧会 ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
開催場所	旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha） （神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
開催期間	2027年3月19日～9月26日（192日間）
参加者数	1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態含む） ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
会場建設費	約320億円
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者	（公社）2027年国際園芸博覧会協会 ※園芸博法に基づき国が指定

②首里城復元に向けた取組

関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿の本体工事（令和4年11月着工）を引き続き実施し、令和8年の復元に向けた取組を進める。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】

○木造で復元を行った正殿を含む計9施設が焼損（一部焼損を含む）



火災直後



現在の様子（令和5年11月撮影）

○復興過程の現場の公開や赤瓦原料作成ボランティア等の取組を実施



正殿本体工事の現場を公開



赤瓦原料作成ボランティア

IV. 令和6年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

1. まちづくりGX

(1) 地方公共団体等による緑地の保全・整備等の推進

緑地保全・優良緑地確保支援事業資金 貸付	3.0億円(皆増)
都市公園・緑地等事業 社総交	5,065億円の内数
防安交	8,707億円の内数
国営公園等事業 直轄	249.3億円(1.00倍)

①気候変動への対応（CO2の吸収、エネルギーの効率化・暑熱対策等）、②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）、③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の実現に向け、都市における緑地の保全及び機能発揮のための整備への支援や、都市公園における生物多様性の確保のための取組を推進する。

国指定法人による緑地の買入れ等

- 質・量両面での都市緑地の確保に取り組む必要があることから、公益団体（国土交通大臣が指定する法人（国指定法人））が、特緑等の緑地の買入れ等を行う制度を創設するとともに、国指定法人が安定的な財源と専門的知見を基に、緑地の買入れや緑地の機能維持増進事業を実施できるよう新たに都市開発資金による貸付制度を創設する。

<主な要件>

貸付対象者

国指定法人

貸付対象額

都道府県等の要請に基づき国指定法人が行う特緑等の土地の買入れ及び緑地の機能維持増進事業の実施に要する費用

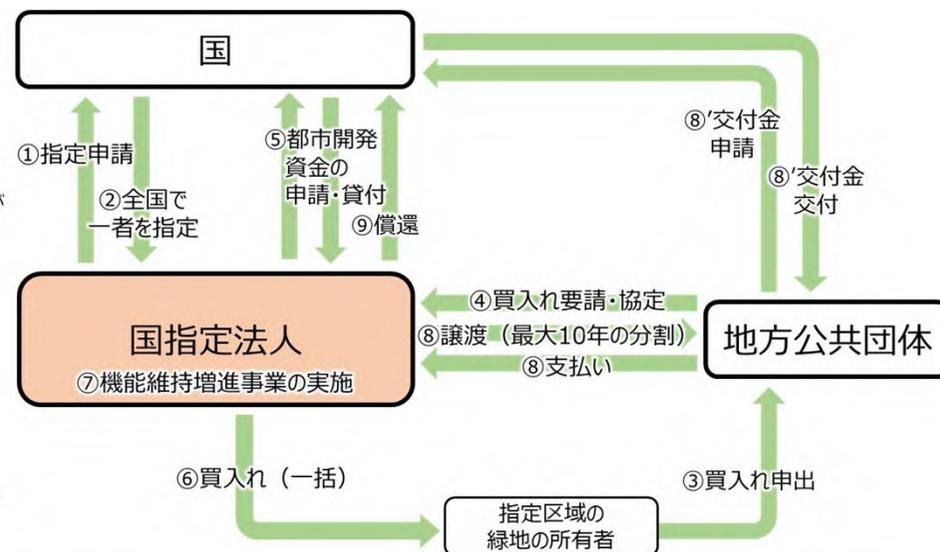


緑地が荒廃し、台風等による倒木被害が頻発（神奈川県鎌倉市十二所）



生物多様性の低下や、根が浅いことによる土砂災害発生の懸念（東京都多摩地域における竹林）

<国指定法人による土地の買入れに係るスキーム>



都市公園・緑地等事業

- 地方公共団体が国指定法人から特緑等の土地を分割で買い戻す際に社会資本整備総合交付金により支援を行う。
- 緑の基本計画等に位置付けられた樹林の皆伐や択伐等の緑地の有する機能の維持増進を目的とした事業（機能維持増進事業）を支援対象に追加。

- 都市の生物多様性の確保に資する都市公園の整備等を推進する。

<事業イメージ>



生物多様性の確保に資するビオトープの整備

<主な要件>

対象地域要件

緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園であること。

面積要件

0.25ha以上（1箇所あたり0.05ha以上の複数公園でも可）

対象事業

用地取得、施設整備（生物多様性の確保に資する園路広場、修景施設、教養施設及びこれらと一体的に整備する生物多様性の確保に資する活動に必要な施設（休養施設・便所等））

国営公園等事業

- 国営公園において、生物の生息環境の保全や環境教育の実施等、生物多様性の確保に資する取組を推進する。

1. まちづくりGX

(2) 民間投資による良質な都市緑地の確保の推進

緑地保全・優良緑地確保支援事業資金	貸付	3.0億円(皆増)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補助	6.7億円(2.02倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	5,065億円の内数
	防安交	8,707億円の内数

地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応や②生物多様性の確保に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上に対して、グリーンインフラとして大きな役割を有している都市緑地の多様な機能を発揮する取組を進めるため、民間事業者が行う良質な緑地の整備等に対する支援を行う。

良質な都市緑地の確保の推進

- **優良緑地確保支援事業資金の創設**
- **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の拡充**

新たに設けられる優良緑地確保計画（仮称）の認定制度に基づき認定された事業者が行う、認定を受けた同計画に基づく緑地の整備等事業※の実施について、新たに都市開発資金による貸付制度を創設するとともに、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の支援対象に追加する。

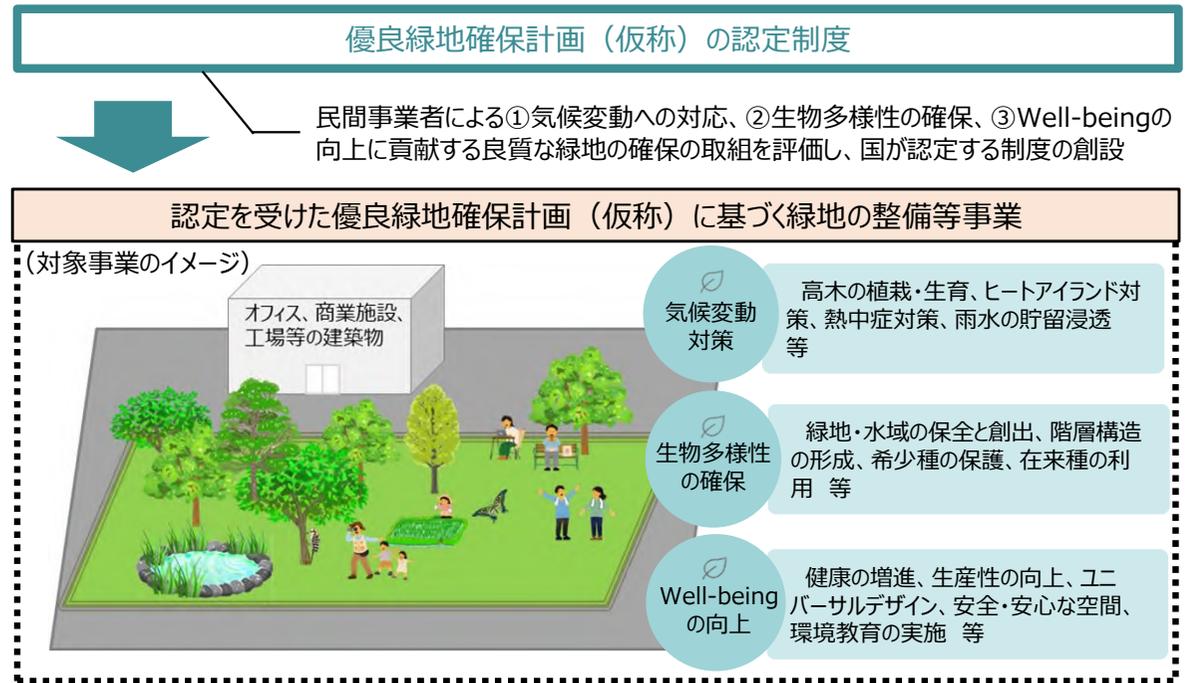
※ 心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるものに限る。

<整備のイメージ>

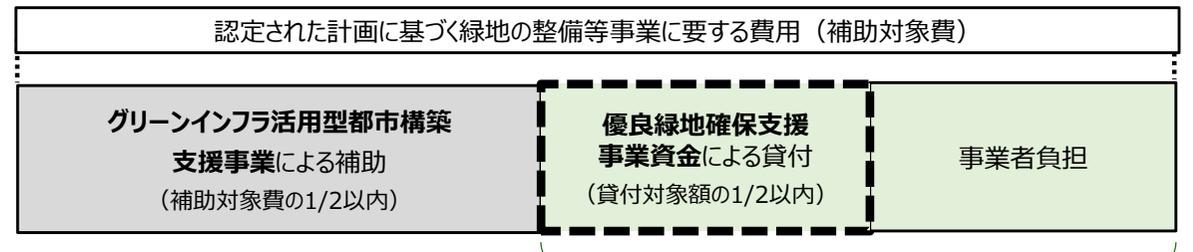
■ 気候変動対策に資する緑地

■ 生物多様性確保に資する緑地

■ Well-being向上に資する緑地



<費用割合のイメージ（補助金等と併用する場合）>



貸付対象額※

※ 緑地の整備に係る社会資本整備総合交付金・補助金を充当した額を除く。

1. まちづくりのGX

(3) 都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化

メザン支援事業	政府保証	600.0億円(1.33倍)
国際競争拠点都市整備事業	補助	130.7億円(1.01倍)
都市構造再編集中支援事業	補助	700.7億円(1.00倍) 等

※令和5年度補正予算 国際競争拠点都市整備事業 0.2億円。合計130.9億円 (1.01倍)

都市の脱炭素化を促進するためには、大規模な都市開発事業における脱炭素化を進めることが重要であるため、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等に対する支援を強化する。また、エネルギーの効率的な利用のために、既存建築物等への接続に対する支援を強化し、エネルギーの面的利用を推進する。

都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業の推進

<民間都市開発推進機構による金融支援>

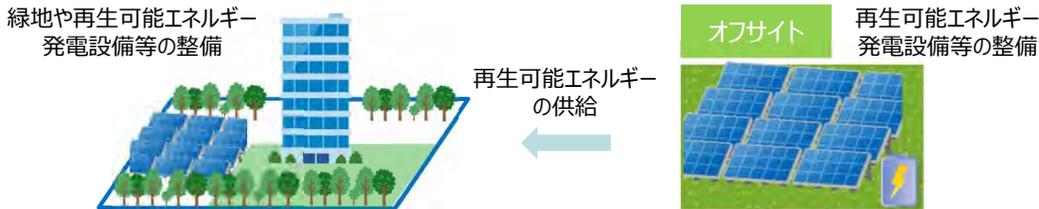
- 都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業を国土交通大臣が認定する制度を創設。
- 認定を受けた事業に対し、緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再エネ発電設備等（オフサイトにおいて整備するものを含む※。）の導入費用等について、民間都市開発推進機構によるメザン支援事業やまち再生出資事業等の金融支援を行う。 ※支援限度額の算定には追加しない。

<環境負荷の低減に資する都市開発事例>

- 天神ビジネスセンター 2期プロジェクト（福岡市）
 - ・太陽光発電設備の設置に加え、温室効果ガス排出抑制に配慮した建材・設備を積極的に採用
 - ・屋外だけでなく吹抜け空間にも植栽を行う。
- LOGIFRONT尼崎IV（尼崎市）
 - ・屋根に高出力の太陽光発電設備を設置し、自家消費により施設の電力の大部分を賅う。



<オフサイトにおける取組のイメージ>

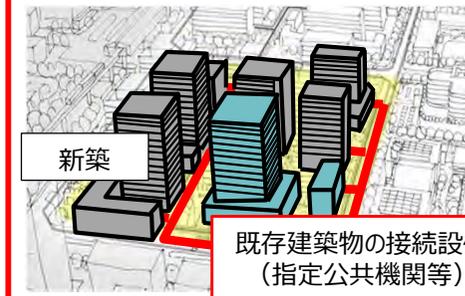


エネルギー面的利用の深化・加速化

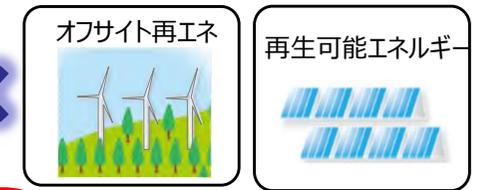
<国際競争拠点都市整備事業>

特定都市再生緊急整備地域において、エネルギーの面的ネットワークに既存建築物（指定公共機関等）を接続する際に必要な設備を支援対象に追加。

<街区の防災性の強化>

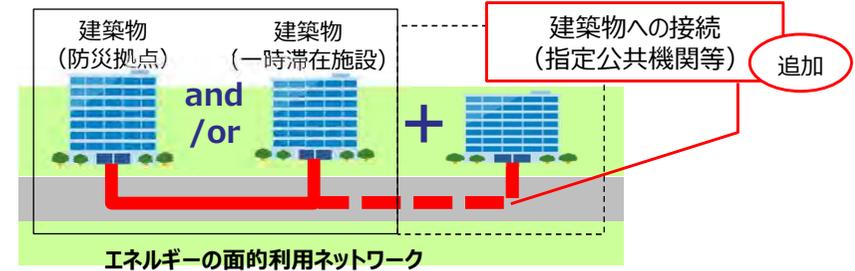


<主な環境対策>



<都市構造再編集中支援事業>

都市機能誘導区域（一部自治体を除く）において、分散型エネルギーシステムへの接続対象となる施設に指定公共機関等を追加。



2. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(1) 地方都市等の再生

都市構造再編集中支援事業	補助	700.7億円(1.00倍)
まちなかウォークアブル推進事業	補助	5.9億円(1.00倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、暮らし・にぎわい再生事業	社総交	5,065億円の内数
	防交	8,707億円の内数

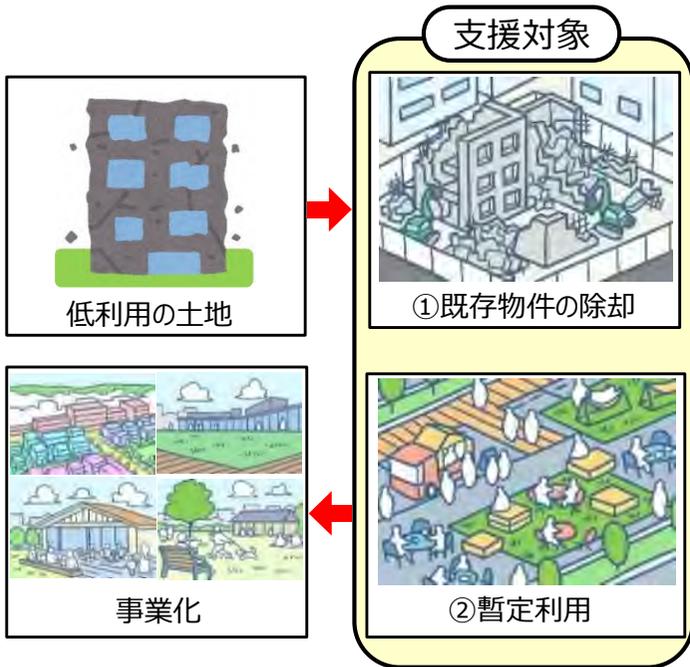
地方都市の再生や中心市街地等の活性化を図るため、中心市街地における低利用の土地・建物の有効活用や公益施設（商業施設等）への支援を強化する。

次期開発に向けた機動的な事業化への支援

【都市構造再編集中支援事業 等】

次期開発に向けた機動的な事業化への支援を強化するため、まちの将来ビジョンに基づき、外部不経済が発生している空きビルが存する土地などの低利用な土地の有効活用を図るための取組を支援する。

〈機動的な事業化支援のイメージ〉



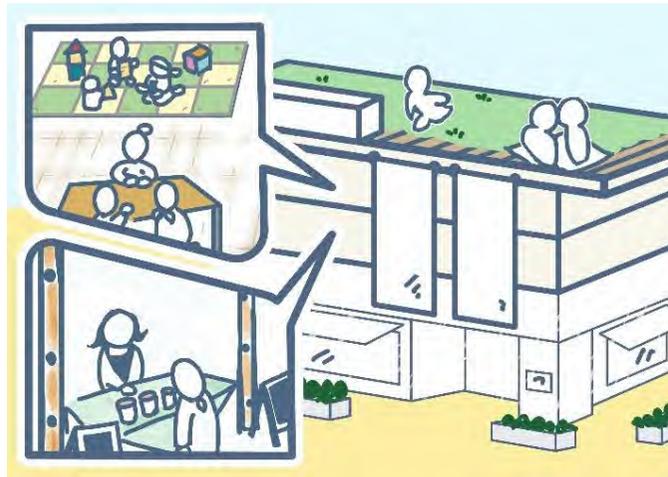
まちなかの賑わい創出への支援

【都市構造再編集中支援事業】

低利用の土地・建物を有効活用し、中心市街地の活性化を図るため、民間事業者等により商業施設と一体的に整備・運営される賑わい・交流創出機能※を有する施設への支援を強化する。

※文化・交流・情報発信・創業支援（営利目的を除く）機能等

〈賑わい・交流創出施設のイメージ〉



地方都市におけるまちなか再生への支援

【暮らし・にぎわい再生事業】

地方都市におけるまちなか再生を促進するため、小規模な市町村が適正な規模で賑わいの創出に寄与する公益施設※を整備する場合の支援を強化する。

※公民館、情報センター、イベントスペース

〈公益施設のイメージ〉



無料休憩所（北海道岩見沢市）



市民交流センター（静岡県藤枝市）

まちづくりファンド支援事業	補助	1.0億円(1.00倍)
官民連携まちなか再生推進事業	補助	3.0億円(0.95倍)
地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	補助	0.3億円(皆増)等

※令和5年度補正予算 まちづくりファンド支援事業 補助 3.0億円。合計4.0億円(4.00倍)
官民連携まちなか再生推進事業 補助 2.0億円。合計5.0億円(1.59倍)

2. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(2) 官民連携した地方都市再生、移住促進に向けた支援強化

地方都市のまちなかに賑わいを創出し、域外から稼ぐ力を高めるため、官民連携でのまちなか再生を支援するとともに、民間都市開発推進機構（民都機構）による金融支援を通じ、地域の魅力向上に資する施設の整備を伴う民間都市開発事業への支援を強化する。また、新たな国土形成計画に掲げる構想の実現に向け、コロナ禍による働き方の変化も踏まえた移住等を促進するため、「なりわい（仕事）の確保」フェーズの支援を強化する。

官民連携した地方都市再生

地域主導でのビジョン策定から民間都市開発事業の立上げまで、官民連携した取組等を積極的に推進する。

まちづくりファンド支援事業の推進

- 民都機構と金融機関等が出資するまちづくりファンドを通じて、空き店舗、古民家等の再生・利活用に取り組む民間事業に対して支援する。

(支援イメージ)



出典：
民間都市開発推進機構HP

まち再生出資事業の拡充（SPC要件の緩和）

- 都市再生整備計画等と一体的に行われる優良な民間都市開発事業に関し、支援事業と他の事業に係る財産を分別して管理する事業者を支援対象に追加する。

官民連携まちなか再生推進事業の推進

- 地域企業や行政等の多様な主体が参画するエリアプラットフォームによる、既存ストックや地域資源を活用したまちなか再生に向けたビジョンの策定、実証実験等の取組を総合的に支援する。

移住等促進に向けた支援強化

地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業の創設

- 立地適正化計画を策定した市町村が、二地域居住等を促進する区域を設定した場合等に、使われなくなった公共公益施設を活用したコワーキングスペース等の整備への支援を行う。
- 併せて、移住・二地域居住に資するソフト事業への支援を行う。

支援内容

- ①使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備
- ②上記施設内に併設する関連施設（移住相談・交流スペース、子育て支援施設・キッズスペース等）の設置
- ③同施設で実施する移住・二地域居住に向けた交流イベントや移住・二地域居住に関する情報発信等

(支援イメージ)



静岡市「コテラス七間町 CSA」

小山市「移住者交流会」

2. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(3) 国際競争力強化のための都市再生の推進

国際競争拠点都市整備事業 補助 **130.7億円(1.01倍)**

メザニン支援事業 政府保証 **600.0億円(1.33倍)**

※令和5年度補正予算 国際競争拠点都市整備事業 8.8億円。合計**139.5億円 (1.07倍)**

諸外国において、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、大規模投資を官民一体となって推進している中、我が国においても交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発なビジネス拠点を形成し、大都市の国際競争力を強化するため、都市の中核拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて優良な民間都市開発事業を推進する。

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

我が国の都市の国際競争力を強化するため、大都市の拠点となるエリアにおいて、都市基盤整備を重点的に進めることにより、国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成を図る。

支援内容

- ①道路の新設又は改築 ②鉄道施設の建設又は改良
- ③バスターミナルの整備 ④鉄道駅周辺施設の整備 ⑤市街地再開発事業
- ⑥土地区画整理事業 ⑦BRTの整備 ⑧史跡等一体都市開発事業
- ⑨①～⑧と一体的に整備する情報化基盤施設の整備

〈支援事例〉 品川駅・田町駅周辺地域



リニア中央新幹線の整備等を契機に、駅前広場や歩行者空間等の都市基盤を整備することで、交通結節機能を強化するとともに、多様な機能が集積する魅力ある新拠点の形成を推進

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成

優良な民間都市開発事業の推進（国土交通大臣認定制度）

国際性豊かな都市機能を整備し、海外から企業や人材を呼び込むため、優良な民間都市開発事業への金融・税制支援を通じ、国際ビジネス拠点に相応しい都市の形成を図る。

支援内容

- 税制支援**
法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置
- 金融支援**
民間都市開発推進機構によるメザニン支援

〈支援事例〉



虎ノ門ヒルズ
ステーションタワー
(東京都港区)

駅と周辺を結ぶ歩行者ネットワークを整備し、ビジネス発信・宿泊機能等により国際ビジネス拠点を形成



天神ビジネスセンター
2期プロジェクト
(福岡県福岡市)

立体広場により地上と地下のアクセスを向上するとともに、高質なオフィス・商業空間を整備

3. こども・子育てにやさしいまちづくり

(1) こども・子育て支援環境の充実化

都市構造再編集中支援事業	補助	700.7億円(1.00倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補助	5.9億円(1.00倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.00倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業、市街地再開発事業等	社総交	5,065億円の内数
	防安交	8,707億円の内数

こども・子育て支援環境の充実に向けて、中心市街地といった拠点だけではなく、日常生活に直結する居住地周辺において、こどもの居場所や保護者同士が交流しやすい場所、公園、バリアフリー施設といった環境整備を総合的に推進する。

都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業

居住地周辺におけるこども・子育て支援環境の充実を図るため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「都市再生整備計画」が連携した取組に対する支援を強化するべく、基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」を創設し、重点的に支援する。

こどもまんなかまちづくり事業（主な支援対象イメージ）



公園



地域交流センター



ベビーカーシェア



バリアフリー多目的トイレ



子育て世代活動支援センター



まちなか見守りカメラ
(神戸市)

都市・地域交通戦略推進事業

歩きやすい歩行空間やバリアフリー交通施設の整備について、支援対象地区に立地適正化計画に基づく居住誘導区域等を追加するなど、日常生活を営むエリアにおけるこどもやこども連れが外出しやすい環境の整備への支援を強化する。



歩道の拡幅・段差解消のイメージ

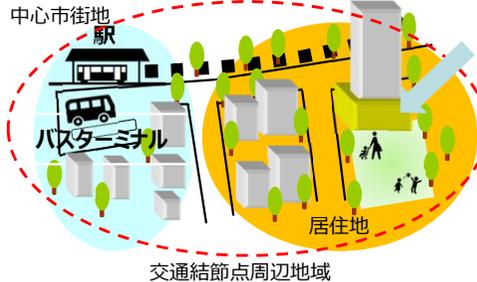


バリアフリー交通施設のイメージ (EV、優先駐車区画等)

市街地再開発事業等

居住地周辺におけるこども・子育てに資する良質な市街地環境の整備を促進するため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」に位置づけられた子育て支援施設等の整備への支援を強化する。

■制度活用イメージ



再開発ビルの中への子育て施設の設置を支援
 <例>
 ○こども送迎センター
 ○子育て世代活動支援センター



こども送迎センターのイメージ



子育て支援施設のイメージ

3. こども・子育てにやさしいまちづくり

(2) こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり

都市公園・緑地等事業	社総交	5,065億円の内数
こどもまんなか公園づくり支援事業	補助	0.1億円(皆増)

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」及び「こども未来戦略」に基づき、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化させるため、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設する。

こどもの遊び場となる都市公園整備等への支援

- こどもや子育て当事者からニーズの高い身近な遊び場となる都市公園の計画策定・整備を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設。 【都市公園・緑地等事業】

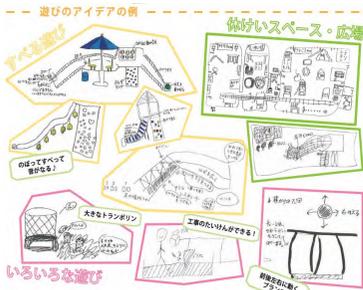
<事業イメージ>

計画策定 (こどもの意見反映)

公園協議会やワークショップ等を活用した、こどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定及び計画策定に必要なコーディネートを支援

整備 (遊び場の確保)

こどもの遊び場が不足するエリア等での公園整備を支援



大井坂下公園 (品川区)

「公園づくりワークショップ」を通してこどもたちのアイデアを取り入れた公園整備

<主な要件>

こども基本法に基づく「市町村こども計画」(策定が確実に見込まれる場合も含む) 又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけている都市であることや、都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域における事業であること等を要件として、標準的な支援事業に比べ、各種要件の緩和や支援対象の拡充を実施

都市公園事業 (標準的な支援事業)		こどもまんなか公園づくり支援事業
整備水準要件		
都市計画区域の住民一人当たり公園・緑地面積が10㎡未満 など	→	既設の公園における事業には適用しない (要件緩和)
面積要件		
原則として2ha以上	→	適用除外 (要件緩和)
総事業費要件 (市区町村事業の場合)		
2.5億円以上	→	事業の合計国費が15百万円×計画年数以上 (要件緩和)
対象事業		
施設整備、用地取得	→	施設整備 (運動施設は除く)、用地取得 計画策定 (拡充)

- 周辺の市街地整備と住まいに身近な遊び場となる都市公園整備の一体的な実施に対して支援。 【こどもまんなか公園づくり支援事業】

周辺の市街地整備と、住まいに身近な遊び場となる都市公園 (上述の要件を満たすものに限る) の整備を一体的に実施する場合に限り、市街地整備と公共施設整備の一体的な実施のノウハウをもつ都市再生機構による事業実施に対する支援制度を創設する。

4. コンパクト・プラス・ネットワークの深化

(1) 立地適正化計画の充実、地域公共交通と連携した人間中心のまちづくり①

コンパクトシティ形成支援事業 補助 **5.8億円(1.16倍)**
 まちづくりDX先導調査 直轄 **2.7億円(1.36倍)**

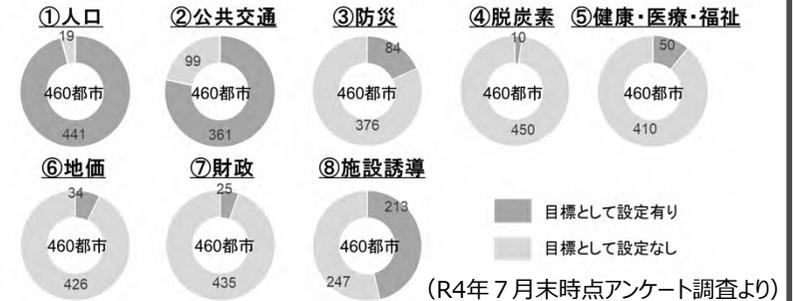
※令和5年度補正予算 コンパクトシティ形成支援事業 補助 1.0億円。合計**6.8億円 (1.36倍)**
 まちづくりDX先導調査 5.8億円。合計**8.5億円 (4.24倍)**

都市計画区域を有する市町村（1,374市町村）のうち、約半数が立地適正化計画を作成済みまたは作成に向けた取組を開始している。これを更に広げるため、一層の作成支援を行うとともに、効果の可視化を進めるため、財政状況等に関する定量的な目標値の設定を促進する。また、計画を作成してから一定期間を経過した市町村に対して、適切な評価や評価結果に基づく見直しを行うための、標準的なデータセットや評価方法、評価を踏まえた適切な改善方策を国が提示できるよう取組を進める。

立地適正化計画の作成促進と効果の可視化

- 立地適正化計画の更なる作成に向けて、より一層の作成支援を実施。
- 立地適正化計画の推進にあたっては、こういった都市課題の解決を図りたいのか、各市町村が抱える都市課題に沿った目標設定をすることが重要であり、財政状況等に関する定量的な目標値の設定を要件に追加。

【コンパクトシティ形成支援事業】



(R4年7月末時点アンケート調査より)

各市町村の立地適正化計画における定量的な目標設定状況

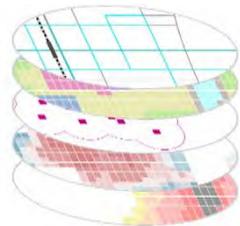
デジタル技術を活用した先導的まちづくり調査

- 立地適正化計画の評価について、現在は市町村ごとに実施されているが、デジタル技術を活用して国が標準的なデータセットの整理及び集計方法の全国標準の作成を行い、それに基づいた標準的な評価方法を提示することで、的確な施策効果の把握及び評価につなげる。
- 更に、評価を踏まえた適切な改善方策に関する情報を自治体に提供することで、適切な立地適正化計画の見直しやコンパクト・プラス・ネットワークの取組の充実を図る。

【まちづくりDX先導調査】

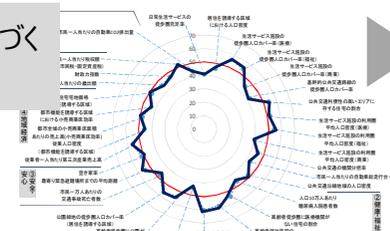
品質が確保されたデジタルデータの整備と各種データの重ね合わせによる解析

- 人口データ
- 都市機能分布 等



品質が確保されたデジタルデータに基づく立地適正化計画の質の評価

- レーダチャート等による多面的な評価



評価を踏まえた適切な改善方策の検討

検討会における議論を適宜反映

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を更に実効的なものとする上で、立地適正化計画制度に求められる必要な取組を検討することを目的に、「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」を新たに立ち上げ、令和5年12月に第1回の検討会を開催

その他、デジタル技術による都市空間の再構築等についてはR5年度に引き続き取組を深化

4. コンパクト・プラス・ネットワークの深化

(1) 立地適正化計画の充実、地域公共交通と連携した人間中心のまちづくり②

都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.00倍)
まちなかウォーカーブル推進事業	補助	5.9億円(1.00倍)
都市・地域交通戦略推進事業、まちなかウォーカーブル推進事業	社総交	5,065億円の内数
	防交	8,707億円の内数

人口減少に対応した持続可能で安全・安心な都市構造への転換と連携した社会資本整備を進めるため、より一層の立地適正化計画の作成及び同計画と連携した社会資本整備を推進すべく、社会資本整備総合交付金の「重点配分方針」の見直しを行う。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの実現のためには、地域公共交通と連携したまちづくりが必要である。地域公共交通と連携し、近隣の生活圏内における移動サービスの質の向上を図るため、モビリティハブの整備を支援する。

社会資本整備総合交付金の重点配分方針の見直し

- ・都市計画区域を有する市区町村のうち、立地適正化計画を作成・公表しておらず、具体的な取組を開始・公表していない市区町村が交付対象である都市局関連事業※は原則、重点配分を行わない。

※ 都市再生整備計画事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業

- 例外市区町村
- ・市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持
 - ・都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下(非線引き都市は対象外)

●まちづくりに関連する交付金と立地適正化計画との連携強化

社会資本整備総合交付金

R2年度

都市構造再編集中支援事業 創設

都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化

R6年度

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金のうち都市局関連事業について立地適正化計画と連携した重点配分を実施

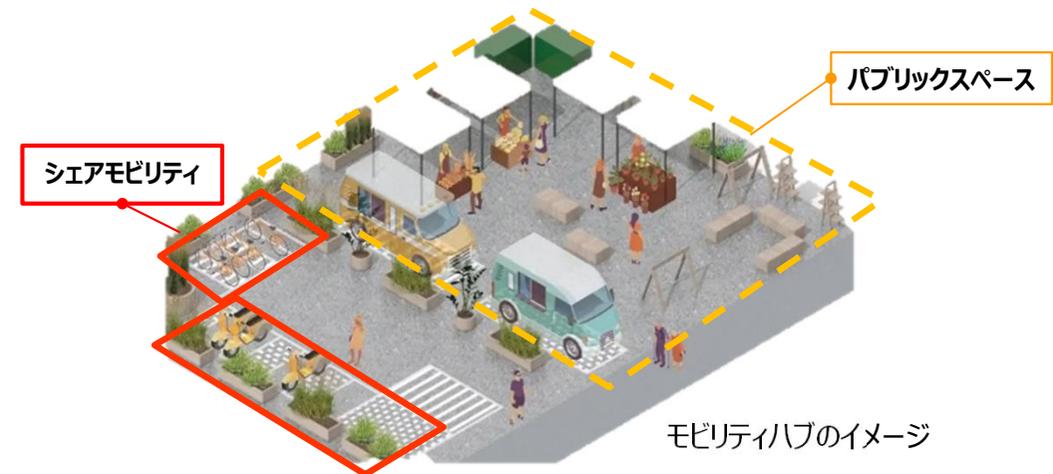
R7年度以降 更なる対象事業の拡大予定

地域公共交通と連携した人間中心のまちづくり

■モビリティハブ整備の支援

- ・公共交通機関やシェアモビリティ等複数のモビリティの結節の拠点となるモビリティハブへの支援のため、シェアモビリティの導入に必要な設備の整備に要する費用を支援対象として追加。

【都市・地域交通戦略推進事業、まちなかウォーカーブル推進事業】



モビリティハブのイメージ



モビリティハブの事例 (埼玉県さいたま市)

5. まちづくりDX

(1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進①

都市空間情報デジタル基盤構築調査 直轄 **11.0億円(1.05倍)**

※令和5年度補正予算 都市空間情報デジタル基盤構築調査 12.0億円。合計**23.0億円 (2.19倍)**

都市デジタルツイン実装プロジェクト「PLATEAU」(プラトー)は、これまで国の主導により全国で3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を進め、様々なシミュレーションやアプリケーション開発を容易にすることで、様々な分野でソリューションを生み出してきた。

令和6年度からは、建築・都市のDX等の施策と連携しつつ、3D都市モデルを活用した魅力的なサービスを社会に実装し、都市生活のWell-Being(一人ひとりの多様な幸せ)を実現していく「実装フェーズ」を進め、データを活用したまちづくりにおける世界のトップランナーを目指す。このため、PLATEAUコンソーシアムの活動等を通じ、国、自治体、民間、コミュニティ等の多様な主体がそれぞれのイニシアティブで取組みを進める「PLATEAUエコシステム」の本格構築を行うとともに、社会変革とサービス創出を目指す。

都市空間情報デジタル基盤構築調査

国によるPLATEAUを駆動させていくための基幹的施策

- | | | |
|--|--|--|
| <p>1 データ・カバレッジ拡大</p> <p>標準データモデルのメンテナンスやAIを活用したデータ整備コスト低減、価値向上による整備範囲拡大</p> | <p>2 ユースケース開発</p> <p>ユースケースのベストプラクティス開発や横展開、コア技術の開発によるデータ有用性の向上</p> | <p>3 コミュニティ形成</p> <p>国内の技術力向上、ナレッジ共有、ネットワークのためのコミュニティ形成</p> |
|--|--|--|

+

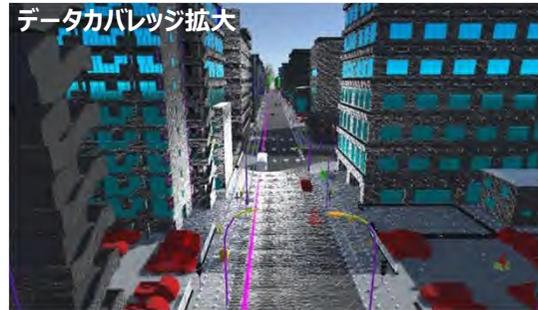
国による各主体の役割を円滑化・促進する環境整備施策

- | | | |
|---|---|---|
| <p>4 民間/自治体によるサービス実装</p> <p>PoCレベルから実装レベルへのサービスの開発・事業化・提供を促進</p> | <p>5 自治体による地域のデジタルケイパ向上</p> <p>自治体職員やコミュニティ等がデータを扱うための知識や技術の普及促進</p> | <p>6 コミュニティによるオープン・イノベーション創出</p> <p>実装へのブレイクスルーをむとらす技術シーズ開発やイノベーション創出の促進</p> |
|---|---|---|

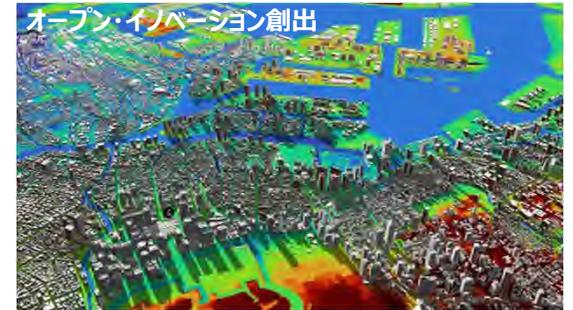
エコシステム構築

地方公共団体、産業界、大学等の研究機関、地域コミュニティ、国等が連携し、3D都市モデルの実装を自律的に推進していく体制の構築

■ PLATEAUエコシステム構築のための施策展開



データカバレッジ拡大
AIを活用したモデル自動生成ツールの国産開発・OSS化など、データ整備コストの低減のための技術開発を推進



オープン・イノベーション創出
OSSのWebGIS「PLATEAU VIEW3.0」をはじめとする、データのアクセシビリティを向上させる環境整備を実施



ユースケース開発
防災、まちづくり、環境、モビリティ、観光・地域活性化など、様々な分野で新たなソリューションを創出し、横展開



産学官連携
産学官の多様なプレイヤーが課題を共有し、フラットに討議する場である「PLATEAUコンソーシアム」の活動展開

■ 各施策との連携：様々なデータとの連携・互換性・流通性強化

- | | | | | |
|-----|-------|------|---------|------|
| BIM | 不動産ID | 空間ID | 国土電子基本図 | 衛星観測 |
|-----|-------|------|---------|------|

建築・都市のDXとして一体的に推進

5. まちづくりDX

(1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進②

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 11.0億円(1.05倍)

地方公共団体による3D都市モデルの整備や活用等を支援する「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」により全国での整備と実装を推進する。令和9年度500都市を目指し、全国への面的な展開や早期の整備・効果発現に有効な事業を集中的に支援するとともに、都市計画基礎調査や災害リスク等のデータの可視化に留まらず、ユースケース開発や建築・都市のDXの成果も活用し、シミュレーションやコミュニケーション、交通やエネルギーなど地域におけるまちづくりのデジタル化・DXへの社会実装に向けた取組を推進する。

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

補助対象事業

■ 3D都市モデルの整備経費

- ✓ 3D都市モデルの整備・更新、3D都市モデルの整備に必要な元データの整備、作成データを可視化するためのシステム導入・改修等

■ 3D都市モデルの活用経費

- ✓ 3D都市モデルを活用したユースケースの実装に必要な分析・シミュレーションやアプリ開発、政策活用等

■ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進経費

- ✓ 専門家派遣やワークショップ・ピッチイベントの開催、関連情報のデジタル化やGISシステムの導入・改修等

補助率等

【通常タイプ】 定率1/2

【早期実装タイプ】 上限1,000万円定額補助※

※早期に課題解決や新たな価値創造が図られる事業計画が選択可能であり、事業初年度に限る(2年目以降は通常タイプによる支援)。

3D都市モデルの多様な社会実装への支援により、

- 居心地がよく歩きたくなるまちなかを目指し、地域の関係者による懇談会で公共交通を活かしたウォカブルな空間再編の多様なイメージを共有(岐阜県岐阜市)
- 水害や避難経路を再現した臨場感あるVR映像により誰もがリスクを体感するとともに、記録した避難行動からシミュレーションモデルを構築(熊本県玉名市)



- G7都市大臣会合で使われた、実際のまちを再現したゲームデータを公開。多様な世代・主体が未来のまちを考えるコンテストを開催(香川県高松市)

まちなみデザインコンテストに
33作品 (R5.11.25表彰式)



3D都市モデルからゲームデータで再現したまちをG7都市大臣会合出席者が体験、記念撮影 (R5.7.8)

- 屋根形状や地形を活用した適地判定等の太陽光発電ポテンシャルの推計システムにより地域の脱炭素化を推進(石川県加賀市)



都市生活のWell-Beingを実現する

5. まちづくりDX

(2) スマートシティの実装化および海外展開の推進

スマートシティ実装化支援事業 補助 2.5億円(0.89倍)
 スマートサービス海外展開調査 調査 0.3 億円(皆増)

※令和5年度補正予算 スマートシティ実装化支援事業 補助 1.0億円。合計3.5億円 (1.25倍)

AIや3D都市モデルを含めたデジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業を支援する。特に、早期にまちへの実装を目指す先進地区に対して重点的に支援する。

また、デジタル技術等の活用は、海外における都市課題に対しても全体最適化が図れる方策と考えられるところであり、日本企業の海外展開を推進するため、データ・デジタル技術を活用した海外における都市開発の展開手法の調査を実施する。

スマートシティ実装化支援事業

【スマートシティの代表事例（静岡県 藤枝市）】

市が管理する中小河川が多く、職員の対応に限界がある中、AIを活用した河川水位予測システムを構築。水防管理体制の効率化や住民への適切な避難指示等につなげることで、住民の安全に寄与している。



【スマートシティの代表事例（兵庫県）】

市民がより安心して暮らせる環境を創出するため、ビーコンタグ等を活用した見守りサービスを展開。更なる効果向上に向け、隣接自治体へのサービス展開を推進。



【今後の方向性】
 まちづくりのストーリーを明確にし、住民の生活改善のために「真に」必要なスマートサービスを目指す。

スマートサービス等を活用した都市開発の海外展開に向けた調査

【目的】
 ・都市課題に対応するためのデジタル技術と都市開発のノウハウを相互促進的に発信することにより、日本政府・企業が行う都市開発に対する新興国等の関心を高める。

【海外におけるデータ・デジタル技術を活用した都市開発手法の検討調査】

- 調査対象地区において、デジタルツインモデルを構築するとともに、データ活用にあたって対象国における地図情報に関する制度調査を実施する。
- デジタルツインモデルを活用し課題を可視化し、計画の最適化を図る。



【都市課題（バンコクの例）】

- ・都市中心部に人口、経済活動などが過度に集中しており、渋滞・混雑緩和等に資する公共施設・公共交通が必要
- ・気候変動の影響等による河川氾濫等の自然災害リスクへの対応
- ・エネルギーの消費削減及び高効率化

6. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(1) 事前防災まちづくりの推進

防災集団移転促進事業 補助 6.0億円(4.46倍)

津波被害が想定される地域においては、津波防災地域づくりに関する法律等に基づき、比較的発生頻度の高い津波（L1津波）を防ぐための防潮堤を整備することが必要であるが、災害発生前に実施する集団移転事業（事前移転）の場合にあっては、現行制度の要件（移転前の地域で堤防等のインフラ整備を行わないこと）に対して、地域住民全員の合意が得られず、事業実施が困難。

このため、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域のうち、一定の要件を満たす地方公共団体が実施する事前移転の場合は、L1津波に対する防潮堤整備を行いつつ、5戸以上の小規模かつ段階的な移転を可能とすることにより、大規模な地震による津波被害を軽減し、事前防災まちづくりの推進を図る。

小規模かつ段階的な移転の実現

主な要件

(1) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を設定した地域

▶ 補助対象経費は住宅団地整備に係る経費（下表）に限定

(2) 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を設定した地域であり、とりわけ甚大な津波被害が想定される一定要件（※1）を満たした市町村

▶ 補助対象経費は住宅団地整備に係る経費及び移転元地の土地の買取・建物の補償の経費（下表）に限定

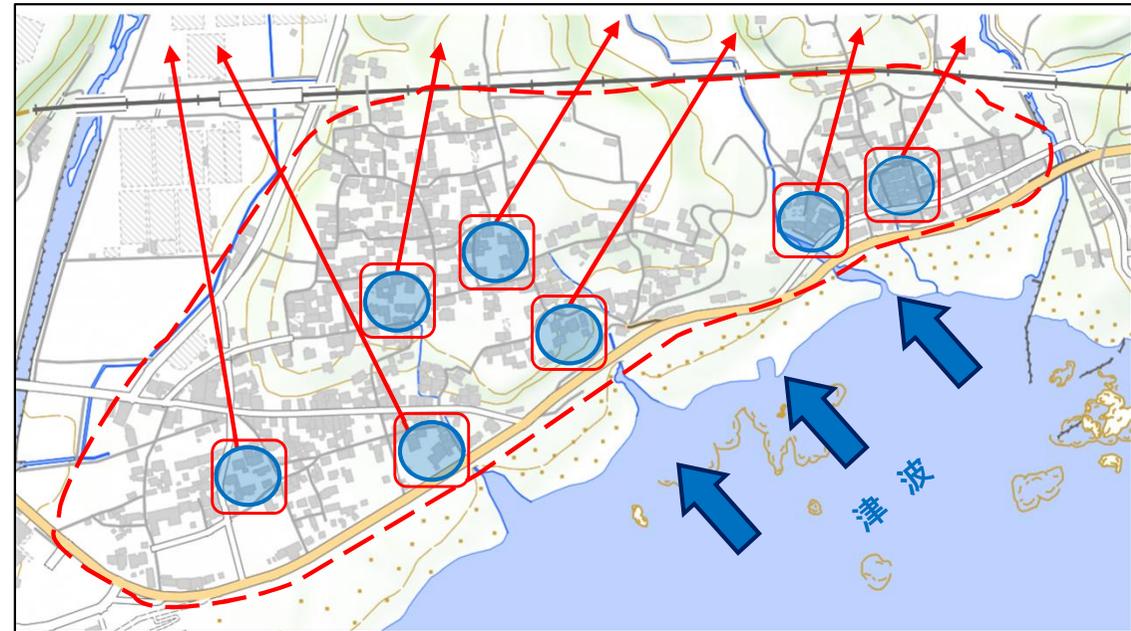
※1 地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域

補助対象経費	(1)	(2)
① 住宅団地の用地取得及び造成	○	○
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助	×	×
③ 住宅団地に係る公共施設の整備	○	○
④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	×	○※3
⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	×	×
⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	○	○
⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	○	○

※2 ①～⑥の経費については個別限度額が設定されている。

※3 (2)の④の経費には新たな個別限度額を設定。

【津波被害が想定される地域からの小規模かつ段階的移転のイメージ】



凡例

□ 災害危険区域 ● 移転促進区域 - - - 津波災害特別警戒区域 → 段階的移転

拡充制度の活用に係る相談窓口の設置

地方公共団体の課題解決等に総合的に対応するため、都市安全課内に相談窓口を設置

6. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(2) 災害に強い都市拠点・市街地の形成

都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業、
都市安全確保拠点整備事業 防交交 **8,707億円の内数**

切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震や、激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、復興事前準備を推進するとともに、災害に強い都市拠点・市街地を形成するなど、災害に強いまちづくりを推進する。

都市防災総合推進事業

○復興事前準備の推進

事前復興まちづくり計画の更なる策定促進のため、「事前復興まちづくり計画策定支援」について、都道府県によるガイドライン策定等の市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組を支援対象に追加する。

○安全・安心な避難経路の確保

津波からの確実な避難のため、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域のうち、津波災害警戒区域（イエローゾーン）を含む市街地において、避難路整備における幅員要件を緩和し、避難路の整備を推進する。

都市安全確保拠点整備事業

○高台まちづくりの推進

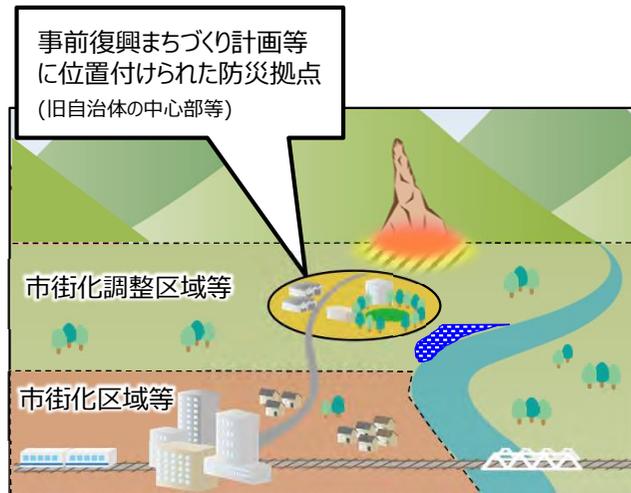
激甚化・頻発化する水災害等の対応が喫緊の課題であり、高台まちづくりをより一層進める必要がある。
避難計画の検討を進める自治体の実情に合わせ、都市安全確保拠点整備事業の施行地区要件を緩和し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を推進する。



都市再生整備計画事業

○防災拠点形成への支援

災害の発生が想定される市街化調整区域等において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域を支援対象に追加する（市町村マスタープランにおいて地域の拠点として位置付けられた区域、都市のコンパクト化と整合する場合等に限る）。



6. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(3) 盛土の安全確保対策の推進

都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業、
盛土緊急対策事業 防交交 **8,707億円の内数**

盛土規制法に基づく危険な盛土に対する規制が速やかに、かつ、実効性を持って行われるよう、都道府県等による規制区域指定のための基礎調査の速やかな実施を支援するとともに、危険な盛土に対する安全性把握調査や安全対策等の取組が円滑に行われるよう支援する等、盛土による災害の防止に向けた取組を推進する。

盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

3. 責任の所在の明確化

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

4. 実効性のある罰則の措置

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

【盛土規制法に基づく規制区域のイメージ】

宅地造成等工事規制区域 ※1

特定盛土等規制区域 ※2



※1
【宅地造成等工事規制区域】
市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※2
【特定盛土等規制区域】
市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

大規模盛土造成地の安全対策に対する支援の強化

【宅地耐震化推進事業】

▶ 大地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落の未然防止に向けた安全対策の取組が円滑に行われるよう、対策工事（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）における補助対象事業費の限度額を見直すことにより、支援を強化する。

< 既存要件 >

事業費は、**対象区域面積1ha当たり1.6億円を限度とする。**

< 拡充 >

ただし、**盛土厚さ5m超の大規模盛土造成地**においては、

- ・ 限度額1.6億円/haは、『通常の工法※』に要する費用を対象とする。
- ・ 『通常の工法※』以外の対策工法（抑止杭工、押え盛土工等）を行う場合には、**その限度を超えて当該費用を補助対象事業費に加算できるものとする。**

※ 擁壁工、アンカー工（擁壁補強）、地表水排除工、地下水排除工、間隙水圧消散工

盛土の安全対策に対する支援等による取組の推進

【都市防災総合推進事業】

▶ 盛土規制法に基づく規制区域の早期の指定に向けて、都道府県等が実施する基礎調査に対する支援※を行う等、取組を推進する。

※ 令和6年度までに限り、国費率1/3から1/2へ高上げ

【盛土緊急対策事業・宅地耐震化推進事業】

▶ 行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体による盛土の安全性把握のための詳細調査や危険な盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援を行う等、取組を推進する。

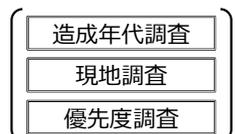
参考：大規模盛土造成地の安全対策の流れ

【第1段階】盛土マップの公表



3000m以上の盛土造成地の位置を把握

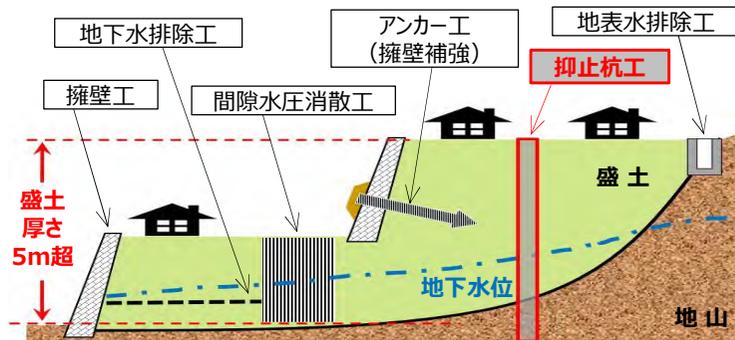
【第2段階】安全性の把握調査



地盤安定計算

どの盛土造成地から調査を行うか決める計画を作成

【第3段階】安全対策が必要な場合の対策工事



□：通常の工法（限度額1.6億円/ha）

■：上記以外の工法（限度額を超えて補助対象事業費に加算）<拡充>

7. 都市開発の海外展開の推進

(1) 都市開発および3D都市モデル等の海外展開

都市開発海外展開支援事業 補助 **0.6億円(0.86倍)**
都市開発の海外展開に向けた調査 調査 **1.2億円(1.20倍)**

政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき都市開発の海外展開を推進するため、独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携を強化し、TOD等の日本の強みを生かした案件の展開を中心に、官民一体となった切れ目のない取組を推進する。また、G7香川・高松都市大臣会合においても議論されたデジタル技術の都市課題解決等への活用を進めるため、PLATEAU等で培った3D都市モデル・デジタルツイン等の本邦技術に係る海外展開・国際協力を推進する。

都市開発の海外展開

事業情報収集の強化・関係構築

特に公共施設整備を伴うPPP開発や、郊外型大規模開発、TODといった要素を含む都市開発事業に焦点を当て、海外政府要人や有識者等に対して、トップセールス等を実施。

基本構想の作成・相手国政府への提案

アジア新興国等において、UR都市機構との連携により、都市開発の基本構想・計画等の策定に関与することで、我が国企業の海外進出を支援。

国連関係機関等との連携により、国際的な枠組みの下で新興国等の計画策定を支援。

優位性のある制度・システム等の導入による海外進出環境整備

アジア新興国等において、競合国に対し日本が優位性を持つ都市開発制度や都市交通システム等の導入を促し、我が国企業による海外進出環境を整備。



ベトナムのビンズン省において、自動運転の実証実験を実施

3D都市モデル・デジタルツインの海外展開・国際協力

3D都市モデル／デジタルツインや都市計画GIS等のデジタル技術に係る動向調査

- ・G7都市大臣会合の成果・ネットワークを活かした政府間レベルでの協力や研究機関とのコネクション醸成、国際会議の誘致活動
- ・OGC会合等の国際会議や標準化団体の会合への参加による最新の技術動向や事例調査、我が国成果の発信、国際標準への参画 等

PLATEAU等に係る本邦技術ホルダー企業の国際展開支援

- ・国際会議や展示会等への日本企業の参加促進（出展情報の共有）
- ・デジタルツイン作成・活用に関する日本企業のマッチング等の国際展開支援



■ G7都市大臣会合では「デジタル活用」がテーマの1つとなり、各国大臣等は日本の取組を体験。実務者を含め日本の取組に高い関心が示された。



■ FOSS4G（R5.6コソボ共和国）やFOSS4Gアジア（R5.11）等に初参加し、プレゼンテーションやブース展示、本邦官民の取組に注目を集めた。

8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

(1) 2027年国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会関係経費	補助等	1.4億円(1.08倍)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補助	6.7億円の内数
国営公園等事業調査	直轄	9.1億円の内数

※令和5年度補正予算 2027年国際園芸博覧会関係経費 0.1億円。合計1.6億円(1.16倍)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 0.7億円。合計7.3億円の内数

2027年国際園芸博覧会(略称:GREEN×EXPO 2027)は、SDGsの達成やネットゼロ・ネイチャーポジティブの実現に貢献する博覧会として、これからの自然と人・社会との持続可能性を追求し、世界と共有する場を目指す。そのため、本博覧会の準備及び運営を行う国際園芸博覧会協会が実施する会場建設に係る費用の一部補助、日本国政府出展の設計等及び参加招請活動等の開催に向けた準備を着実に進める。

2027年国際園芸博覧会に向けた取組



2027年国際園芸博覧会の概要

開催場所	旧上瀬谷通信施設の一部(約100ha) (神奈川県横浜市旭区・瀬谷区)
開催期間	2027年3月19日～9月26日(192日間)
参加者数	1,500万人(ICT活用等の多様な参加形態を含む)
会場建設費	約320億円
テーマ	マ: 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者	(公社)2027年国際園芸博覧会協会



会場建設の推進

- 閣議了解(令和3年6月22日)に基づき、国・地方公共団体・民間が会場建設費を負担。
- 令和6年度より本格的な工事着手を迎えるため、国際園芸博覧会協会が実施する会場建設工事や建築・展示の設計等に対する補助を実施。

日本国政府出展の設計等

- 我が国の造園技術・伝統文化等の国内外への発信に向け、日本国政府出展を実施。
- 政府出展基本計画等を踏まえ、建築・展示の設計を実施。
- 管理運営・行催事・広報に関する計画策定を実施。

参加招請活動等

- 国際博覧会に関する条約の規定に基づき、外国政府・国際機関等に対する参加招請活動を実施。
- 博覧会国際事務局(BIE)総会等において博覧会の準備状況等を報告。
- BIE局員の現地調査等への対応を実施。

8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

(2) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分） 直轄 **47.1億円の内数**

※令和5年度補正予算 国営公園等事業（沖縄分） **0.3億円**

令和元年10月の火災により、正殿等9棟の建物が焼失した首里城について、関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿について令和8年の復元に向けた取組を進める。

令和6年度は、正殿の本体工事（令和4年11月着工）を引き続き実施する。

正殿の本体工事

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4年～8年）を実施。



▲現在の首里城の状況（R5.11撮影）

首里城の復元に関する技術検討

- 首里城の復元に向け、関係機関と連携をとりながら、技術検討委員会において、防火対策、材料調達、彫刻・装飾等を検討。



▲技術検討委員会で検討された防火対策の概要

復元過程の公開

- 「見せる復興」の一環として復元現場の様子を伝える取組を展開。



▲正殿工事の様子が見える見学エリアを整備

首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組を進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

V. 令和6年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧

事業名	ページ
緑地保全・優良緑地確保支援事業資金【公共：貸付金】	
・都市の緑の量・質両面からの確保を推進するため、国が指定する法人が実施する特別緑地保全地区等の土地の買入れ等の事業及び、認定を受けた優良緑地確保計画（仮称）に基づき民間事業者が実施する緑地の整備等事業に対する貸付制度を創設	19 20
都市公園・緑地等事業【公共：交付金】	
・生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園における、生物多様性の確保に資する公園整備について支援対象に追加	19
・「古都保存・緑地保全等事業」について、緑の基本計画等に位置付けられた樹木の皆伐や択伐等の緑地の有する機能の維持増進を目的とした事業（機能維持増進事業）を支援対象に追加	19
・「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」における、「防犯性の向上」、「豪雨対策」、「建物又は橋梁等の耐震改修」について、令和10年度まで時限延長し、また、「感染症対策」について、支援対象から除外（令和5年度までに事業計画に定められた事業を除く）	-
・「公園施設長寿命化計画策定調査」について、令和7年度まで時限延長。ただし、再編・集約化や新技術等の活用などによる費用縮減に関する方針を公表することを新たに要件化	-
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業【公共：補助・交付金】	
・認定を受けた優良緑地確保計画（仮称）に基づき民間事業者が実施する緑地の整備等事業を支援対象に追加	20
メザン支援事業【財投：政府保証】	
・都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業への支援について、「緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再生エネルギー設備等の導入費用等」を支援対象に追加	21
まち再生出資事業【公共：補助】	
・都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業への支援について、「緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再生エネルギー設備等の導入費用等」を支援対象に追加	21
・都市再生整備計画等と一体的に行われる優良な民間都市開発事業に関し、民都機構が支援を行う民間事業者の要件である「専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等」に準ずるものとして、「認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するもの」を追加	23
共同型都市再構築事業（民間都市開発推進資金融資）【公共：貸付金】	
・都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業への支援について、「緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再生エネルギー設備等の導入費用等」を支援対象に追加	21

事業名	ページ
都市構造再編集集中支援事業【公共：補助】	
・三大都市圏の政令市及び特別区を除く市町村における都市機能誘導区域において、防災行政上重要な役割を有する災害対策基本法に基づく「指定公共機関、指定地方公共機関」に対する電気や熱の安定供給を通じたエリアの安全性向上を図るため、基幹事業「地域生活基盤施設（分散型エネルギーシステム）」の支援対象に指定公共機関等を追加（エネルギーセンター等のエネルギー供給施設から概ね半径1 km以内で実施されるものに限る）	21
・次期開発に向けた機動的な事業化への支援を強化するため、まちの将来ビジョンに基づき、低利用の土地（外部不経済が発生している空きビルが存する土地）の有効活用を図るため、基幹事業「エリア価値向上整備事業」に「次期開発に向けた機動的な事業化支援に係る費用（既存物件の除却、暫定利用（社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用）」を追加	22
・低未利用地（空き地、又は、老朽化かつ稼働していない施設）を有効利用し、中心市街地の活性化を図るため、民間事業者等により商業施設と一体的に整備・運営される「賑わい・交流創出施設（※）」を基幹事業「高次都市施設、既存建造物活用事業（高次都市施設）」に追加 （※）都市機能誘導区域内に人の流れを呼び込むことを目的とした、商業施設と一体的に整備・運営される文化・交流・情報発信・創業支援（営利目的を除く）機能等を有する施設（屋外空間に存する施設を含む）	22
・居住地周辺におけるこども・子育て支援環境の充実を図るため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「都市再生整備計画」が連携した取組に対する支援を強化するべく、基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」を創設するとともに、同基幹事業に限り、居住誘導区域内で実施する事業の国費率を現行制度より高上げ（45%→50%）	25
国際競争拠点都市整備事業【公共：補助】	
・防災行政上重要な役割を有する災害対策基本法に基づく「指定公共機関、指定地方公共機関」である既存建築物へエネルギー導管を接続するために必要な熱交換器・受変電設備を支援対象に追加	21
暮らし・にぎわい再生事業【公共：交付金】	
・人口20万人以下の地方都市におけるまちなか再生を促進するため、賑わいの創出に寄与する公益施設（公民館、情報センター、イベントスペース）について、面積要件を撤廃	22
○地方都市における適正規模での中心市街地活性化に資する事業を重点的に支援するため、三大都市圏の政令市及び特別区を支援対象から除外	22

事業名	ページ
都市再生整備計画事業【公共：交付金】	
・次期開発に向けた機動的な事業化への支援を強化するため、まちの将来ビジョンに基づき、低利用の土地(外部不経済が発生している空きビルが存する土地)の有効活用を図るため、基幹事業「エリア価値向上整備事業」に「次期開発に向けた機動的な事業化支援に係る費用(既存物件の除却、暫定利用(社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用))」を追加	22
・居住地周辺におけるこども・子育て支援環境の充実を図るため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「都市再生整備計画」が連携した取組に対する支援を強化するべく、基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」を創設するとともに、同基幹事業に限り国費率を現行制度より高上げ(40%→45%)	25
・災害の発生が想定される市街地調整区域等において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域を支援対象に追加(市町村マスタープランにおいて地域の拠点として位置付けられた区域、都市のコンパクト化と整合する場合等に限る)	34
・国として特に推進すべき施策として「都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域関連」について、都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)に係る国費率の高上げ措置(国費率40%→45%)を令和10年度末まで延長	-
まちなかウォークアブル推進事業【公共：補助・交付金】	
・次期開発に向けた機動的な事業化への支援を強化するため、まちの将来ビジョンに基づき、低利用の土地(外部不経済が発生している空きビルが存する土地)の有効活用を図るため、基幹事業「エリア価値向上整備事業」に「次期開発に向けた機動的な事業化支援に係る費用(既存物件の除却、暫定利用(社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用))」を追加	22
・居住地周辺におけるこども・子育て支援環境の充実を図るため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「都市再生整備計画」が連携した取組に対する支援を強化するべく、基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」を創設	25
・公共交通機関やシェアモビリティ等複数のモビリティの結節の拠点となるモビリティハブへの支援のため、シェアモビリティの導入に必要な設備の整備に要する費用を基幹事業「滞在環境整備事業」に追加	28
地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業【公共：補助】	
・立地適正化計画を策定した市町村が、二地域居住等を促進する区域を設定した場合等に、使われなくなった公共公益施設を活用したコワーキングスペース等の整備や移住・二地域居住に資するソフト事業に対して行う支援制度を創設	23
都市・地域交通戦略推進事業【公共：補助・交付金】	
・こどもや子育て当事者が歩きやすい空間を整備するため、歩行空間の整備に関する対象地区に、居住誘導区域及びバリアフリー法に規定する重点整備地区を追加	25
・ベビーカー利用者等が使いやすい交通施設を整備するため、バリアフリー交通施設の整備に関する対象地区に、都市機能誘導区域、居住誘導区域及び地域生活拠点を追加	25
・こども・子育て支援環境の充実のため、公共的空間又は公共空間の整備と併せて実施される事業に「こども連れ環境施設(授乳室等)の整備」を追加	25
・公共交通機関やシェアモビリティ等複数のモビリティの結節の拠点となるモビリティハブへの支援のため、シェアモビリティの導入に必要な設備の整備に要する費用を支援対象に追加	28

事業名	ページ
市街地再開発事業等【公共：交付金】	
・居住地周辺におけるこども・子育てに資する良質な市街地環境の整備を図り、こども基本法に基づく「市町村こども計画」の取組を促進するため、福祉空間形成型プロジェクトの交付対象に子育て支援施設の整備を伴う市街地再開発事業等を追加	25
こどもまんなか公園づくり支援事業【公共：補助・交付金】	
・「都市公園・緑地等事業」において、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備等に対する支援事業を創設	26
・周辺の市街地整備と、住まいに身近な遊び場となる都市公園の整備を一体的に実施する場合に限り、市街地整備と公共施設整備の一体的な実施のノウハウをもつ都市再生機構による実施に対する支援制度を創設	26
防災集団移転促進事業【行政経費：補助】	
・南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域のうち、一定の要件を満たす地方公共団体が実施する事前移転の場合は、5戸以上の小規模かつ段階的な移転を可能とすることにより、大規模な地震による津波被害を軽減し、事前防災まちづくりを推進	33
都市防災総合推進事業【公共：交付金】	
・南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域のうち、津波災害警戒区域(イエローゾーン)を含む市街地において、避難路整備における幅員要件を緩和	34
・「事前復興まちづくり計画策定支援」について、都道府県によるガイドライン策定等の市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組を支援対象に追加	34
都市安全確保拠点整備事業【公共：交付金】	
・避難計画の検討を進める自治体の実情に合わせ、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を推進するため、施行地区要件に浸水継続時間が72時間以上と想定される区域に隣接する地域を追加	34
宅地耐震化推進事業【公共：交付金】	
・盛土厚さ5m超の大規模盛土造成地について、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(対策工事)における補助対象事業費の限度額を見直すことにより、支援を強化	35
都市再生コーディネート等推進事業【公共：補助】	
・現行制度を継続し、令和10年度(5年間)まで延長	-
公共施設等整備費の算出に係る特例措置の延長【民都機構】	
・公共施設等整備費に建築利便施設費の全額(本則1/2)を算入する特例を令和8年度まで延長	-

VI. 令和6年度 都市局関係 税制改正概要

まちづくりGX

○まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設

まちづくりGXを推進し、都市の緑地保全を強力に推進するため、特別緑地保全地区等の土地の買入れ等を地方公共団体に代わって全国一元的に担う公益団体（国指定法人）による事業を円滑に実施するための特例措置等を講じる。

<緑地の所有者>

【所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税】

国指定法人に対して土地を譲渡した場合、

当該土地の譲渡所得から2,000万円を特別控除（恒久措置）

<国指定法人>

【登録免許税、不動産取得税】非課税（2年間の時限措置）

【印紙税】非課税（恒久措置）

<地方公共団体>

【都市計画税】

特別緑地保全地区における緑地の買入れや機能維持増進事業に対し、都市計画税を充当。

ウォーカブルなまちづくりの推進

○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の延長

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置を2年間延長する。

【固定資産税・都市計画税】

・オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産

・低層部の階を改修し、オープン化※した家屋

※不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分

について、課税標準を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準1/2）。

«他局・他省庁主管要望»

○認定低炭素住宅に関わる特例措置の延長（住宅局主管）

○特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長（復興庁主管）

地方都市・中心市街地の再生

○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の延長

良好な環境を備えた宅地開発を促進するため、民間施行の土地区画整理事業として行われる一定の宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円特別控除を3年間延長する。

【所得税、法人税、住民税、事業税】

土地所有者が、民間施行の土地区画整理事業として行われる一定の大規模な宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を控除する。

Ⅵ. 参考資料

(近年の制度改正・トピックス)

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	43
2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	47
3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	48
4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	49
5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン	51

(都市行政の主な政策ツール等)

6. コンパクト・プラス・ネットワーク	55
7. 都市再生制度	57
8. まちなかウォークアブル	59
9. スマートシティ	61
10. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	63
11. 都市公園の種類と現況	65
12. 都市開発の海外主要案件	66

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の災害イエローゾーンにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する（(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援）ための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

＜災害レッドゾーン＞
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域
＜災害イエローゾーン＞
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進* 都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
〔(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税等の軽減〕

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
〔(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
(KPI) 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年:100件 ↗ 2025年:600件〕）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

(開発許可の見直し) ※令和3年10月施行

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<災害イエローゾーン>

-市街化調整区域における住宅等の**開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
災害レッドゾーン 市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を原則禁止
災害イエローゾーン 市街化調整区域	開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）

◆立地適正化計画の強化

(防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外** ※令和3年10月施行

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う**防災対策・安全確保策**を定める「**防災指針**」の作成 ※令和2年9月施行

避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

【都市再生特別措置法】

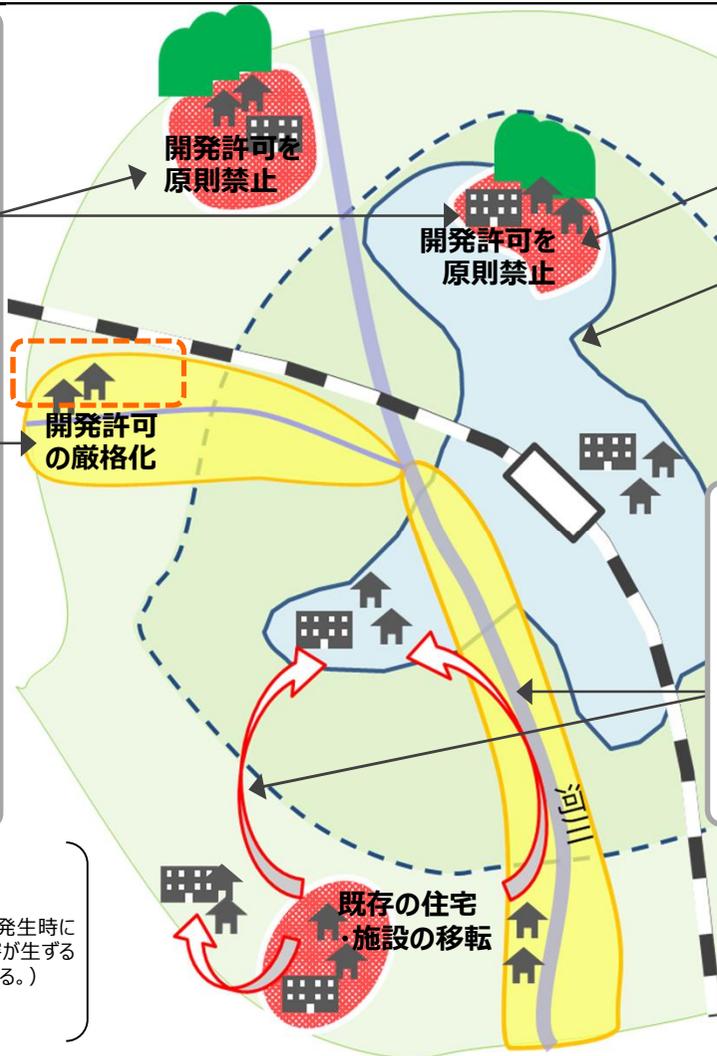
◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による**防災移転支援計画**

※令和2年9月施行

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充
事前移転の場合において、一定要件の下で**合算限度額の見直しを実施**（※R5年度制度拡充）



- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 災害イエローゾーン

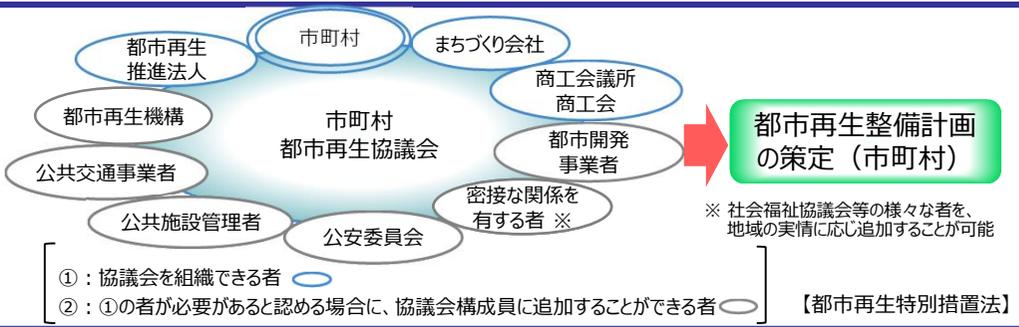
1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(3) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

〈令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行〉

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)
*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
- ・協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ
[予算] 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援

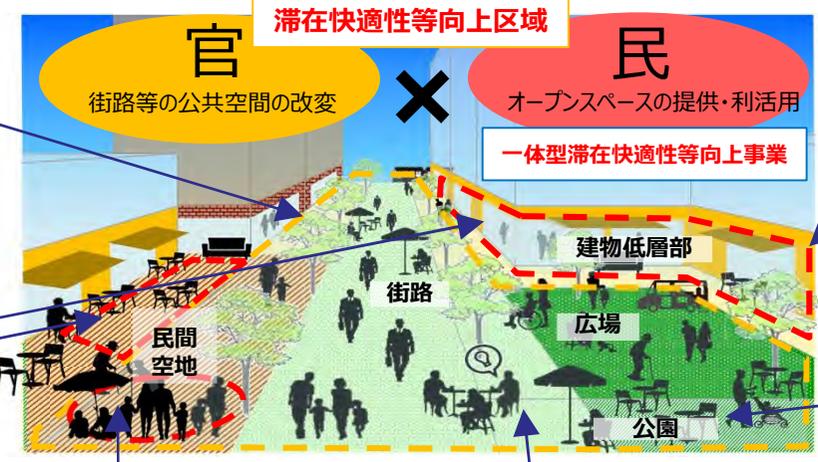


計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）
[予算] 交付金等による支援

・民間事業者等により、市町村の取組みと併せて実施される民地のオープンスペース化（①）や建物低層部のオープン化等（②）
[税制] 固定資産税等の軽減
[予算] 補助金による支援

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）
事故のリスク!

・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環として、ベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
[金融] 低利貸付による支援



・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

【都市再生特別措置法】

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

○ 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

◆ 居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- 市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「**居住環境向上用途誘導地区**」を定めることにより、**病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）**について**容積率、用途制限の緩和を可能**とすることで、これらの施設の立地を促進

＜制度活用の例＞

- 住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進

【生活利便施設の例（イメージ）】



都市型スーパーマーケット



病院

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

◆ 都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- 農業と調和した良好な居住環境を確保するための**新たな地区計画制度**（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う**税制特例**（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

◆ 老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- 高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要
- 居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、**市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設**

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

◆ エリア価値向上に資する都市開発プロジェクトの推進

- スマートビル***の整備を行う**都市開発プロジェクト**に対し、民都機構による**金融支援（貸付け）**を実施

*カメラ、センサー等により人流データ等を収集・活用し、省エネルギー化や生産性向上等を図るビル

- 都市開発プロジェクトに対する**国土交通大臣認定**（金融支援等の要件）の**申請期限**（令和3年度末）を、令和8年度末まで**延長**



【都市再生特別措置法】

2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (流域治水関連法)

〈令和3年5月10日公布 令和3年7月15日、11月1日施行〉

- 流域治水の取組の一環として、災害リスクを踏まえた移転促進やまちなかの安全対策等を更に強化し、防災・減災が主流となるまちづくりを推進。

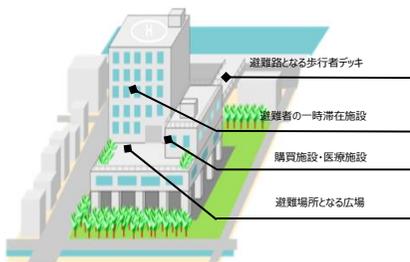
流域治水関連法 都市局関係改正内容

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

水災害等の発生時に
住民などの避難・滞在の拠点となる施設
(ホール、スーパー、病院等)を
都市計画に位置付け、
一体の施設として計画的に整備

【都市計画法】



歩行者デッキ
歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



避難者の一時滞在施設
浸水時の避難者の一時滞在所を確保



避難場所となる広場
屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 1 敷地の高上げや住宅の居室の高床化を地区単位でルール化することを可能に
- 2 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を地区計画に位置付けることで、その整備を担保

【都市計画法】



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

(防災集団移転促進事業の拡充)

- 1 移転の対象となるエリア(移転促進区域)の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域

【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域



- 2 事業の担い手を都道府県・URに拡充
- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用 【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】

<令和3年5月公表>

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省（事務局：都市局、水管理・国土保全局、住宅局）は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ。提言に基づき、令和3年5月に、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「**水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン**」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

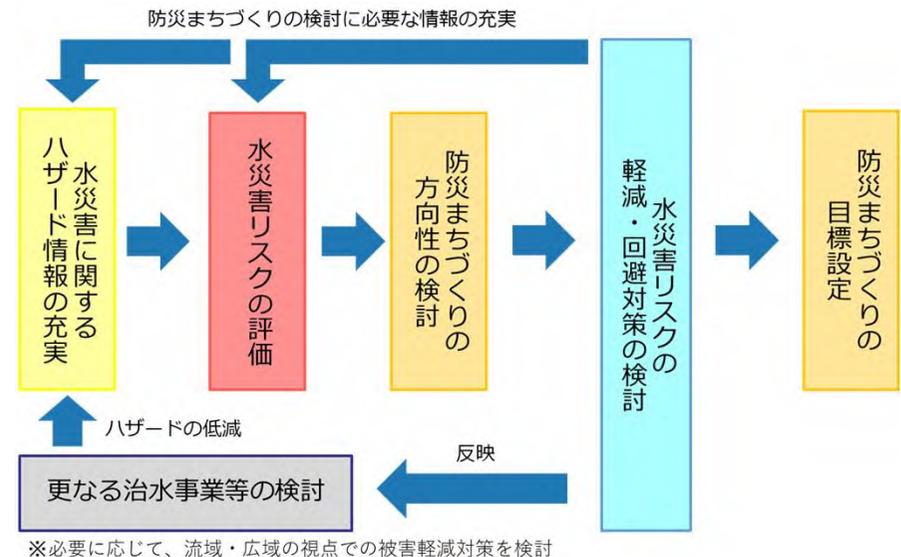
ガイドラインの全体像

取組主体：

市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ① ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
 - ② ハザード情報、ハザードを被る人命・財産等の分布、被害の受けやすさをもとに、地域ごとに水災害リスクを評価。
 - ③ 水災害リスクを踏まえて防災まちづくりの方向性を検討。
 - ④ 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。
- 新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。
 - 防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。



防災まちづくりの検討の流れ

4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）①

＜令和4年5月27日公布 令和5年5月26日施行＞

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応）



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、**「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**” ※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

2. 盛土等の安全性の確保

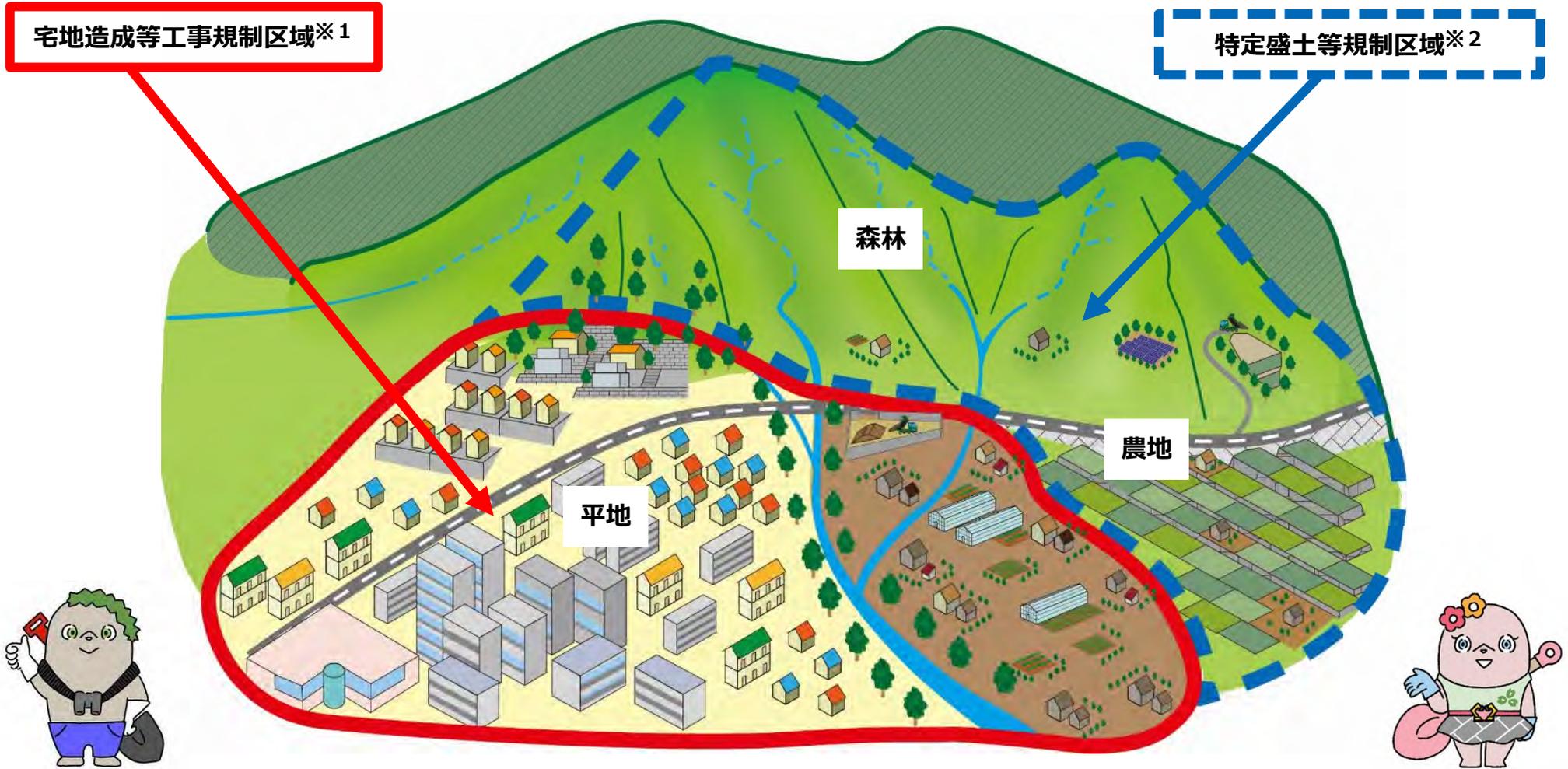
- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）②

【 盛土規制法による規制区域のイメージ 】



- ※1 宅地造成等工事規制区域：市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
- ※2 特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン①

<令和4年7月公表>

まちづくりDXの背景・目的

- 少子高齢化、生産性・国際競争力、都市と地方の格差、新型コロナウイルス危機、災害の激甚化、Well-Being志向の高まり等、都市を巡る課題はますます複雑化、深刻化している。従来のまちづくりの手法にデジタル技術を取り入れるだけでは、これらの課題に対応し、都市の役割を果たしていくことは難しい。
- 都市が様々な人々のライフスタイルや価値観を包摂し、多様な選択肢を提供するとともに、人々の多様性が相互に作用して新たな価値を生み出すためのプラットフォームとしての役割を果たしていくためには、単にこれまでのプロセスの効率化や利便性向上等を図るだけでなく、従来のまちづくりの仕組みそのものを変革し、新たな価値創出や課題解決を実現する必要がある。

まちづくりDXにより実現を目指す姿

- まちづくりDXでは、インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用することで、まちづくりに関する従来の空間的、時間的、関係的制約を外し、従来の仕組みを変革していくことで、「豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現を目指す。
- そのため、これまでの都市政策を包含するまちづくりの具体的な共通目的として3つの「まちづくりDXのビジョン」を定める。さらに、ビジョンを実現するための政策を「重点取組テーマ」として位置づけて推進する。また、まちづくりDX実現のため都市政策が則るべき基本原則を「まちづくりDX原則」を提示する。

3つのビジョン

豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現

 <p>Sustainability 持続可能な都市経営</p> <p>将来を見据えた都市計画、都市開発、まちづくり活動により長期安定的な都市経営を実現</p>	 <p>Well-being 一人ひとりに寄り添うまち</p> <p>住民ニーズを的確にとらえ、その変化にも敏感に適応するオンデマンド都市を実現</p>	 <p>Agile-governance 機動的で柔軟な都市設計</p> <p>社会情勢の変化や技術革新に柔軟に対応し、サービスを深化させ続ける都市を実現</p>
---	--	--

4つの重点取組テーマ

都市空間DX	エリマネDX
まちづくりデータの高度化・オープンデータ化	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化

まちづくりDXの5原則

<p>Open by Default</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに関するデータはコモンズ（共有財）であるとの認識のもと、データモデルを標準化した上で、オープンデータ化原則に基づき、Open by Default（常に利用可能な状態）とする。 	<p>データ駆動型</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの各フェーズにデータを積極的に取り入れ、科学的な政策立案を行う。都市政策のKPIは、物的環境評価のみならず、データに基づくQoL評価（ユーザー利便性、事業価値向上）に基づき行う。 	<p>サービス・アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市空間における人々の活動や生活に着目したまちづくりのアプローチを拡大し、マクロとミクロ、ハードとソフトの両面からデジタル技術を活用して、市民QoLを向上させる。 	<p>官民連携</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの提供は民間企業のUI/UXやITサービス活用を基本とする（GtoBtoC）。基盤となるオープンデータは、産・官・学・市民がそれぞれの貢献・連携によって提供し、発展させる。 	<p>地域主導</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりDXは地方公共団体、まちづくり団体、市民等が共にイニシアティブを持ち、地域の特性や利用可能な資源を踏まえつつ「出来るところから」はじめる。
---	---	--	---	---

5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン②

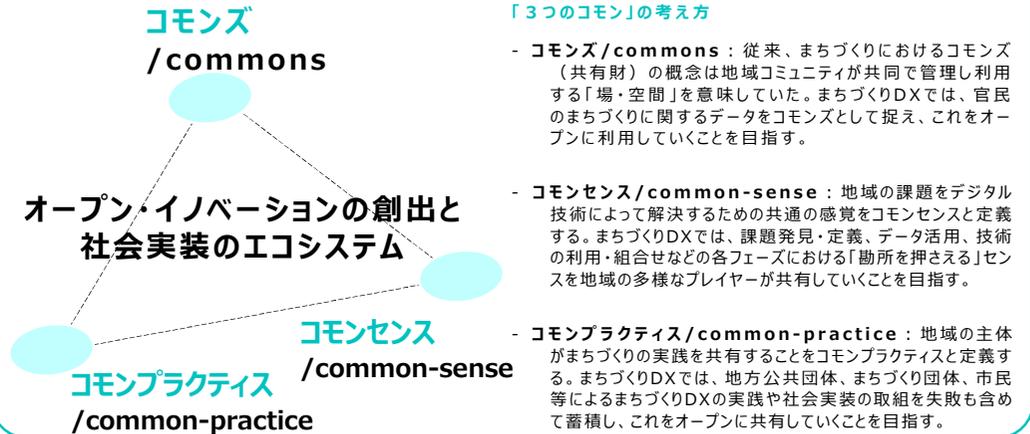
まちづくりDXの方法論と重点取組テーマ

- 都市政策の新たな領域「デジタル技術を活用した都市サービスの提供」、
「デジタル・インフラの整備・オープンデータ化」を定義し、**従来の領域と新たな領域を組み合わせることで新しい価値や課題解決を可能とする代表的な分野を「重点取組テーマ」として設定する。**



まちづくりDXに向けたオープン・イノベーションの創出

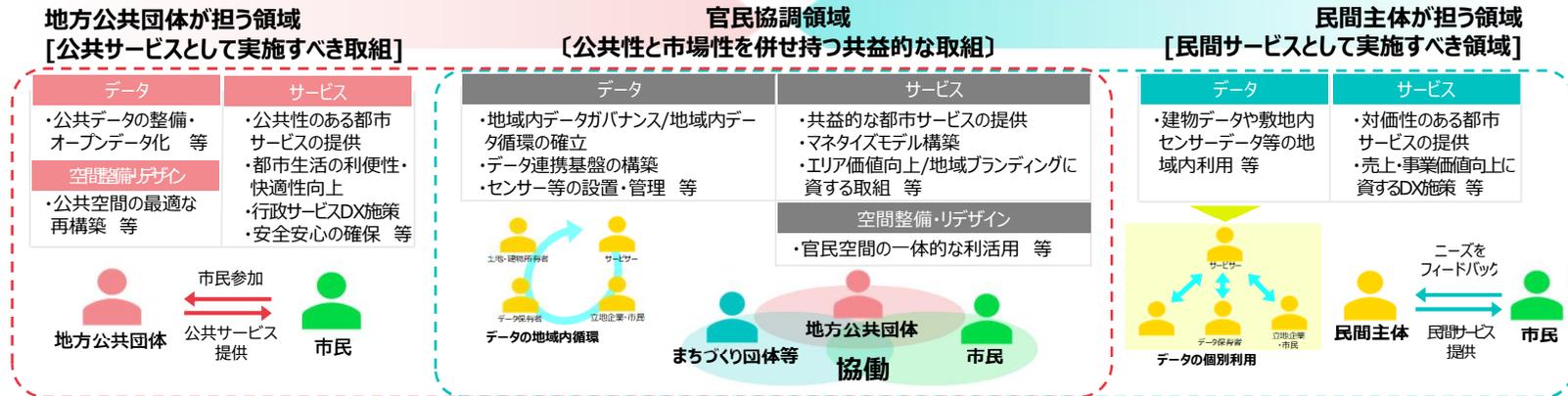
- まちづくりDXを実現していくために、「3つのコモン」を施策のキーワードとして、プラットフォームとしての都市の役割を更に引き出し、オープン・イノベーションの創出とその社会実装のエコシステムを構築していく必要がある。



まちづくりDXの役割分担とケイパビリティ強化

- まちづくりDXの取組を持続可能な形で実現していくためには、官民の多様なステークホルダがそれぞれの**役割分担を明確化した上で連携する必要がある。**
- 各ステークホルダが役割を果たしていけるよう、**人材育成、ガバナンス、官民ネットワーク強化を通じたデジタル・ケイパビリティの強化も必要。**

まちづくりDXにおける役割分担モデル



5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン③

都市空間DX

- 変化・多様化する住民ニーズに対応するサステナブルな都市を実現するため、データを用いたシミュレーションや解析技術を取り入れた最適な空間再編や、デジタル技術を用いて地域の魅力をさらに引き出す地方創生の推進、高度なサービス提供をインフラサイドで支えるための空間整備DXなどの「都市空間DX」を推進する。

■ 施策概要

□ デジタル技術を活用した魅力ある地域づくり・地方創生

- (1-1) スマートシティの社会実装の加速と先駆的事例の構築支援
- (1-2) デジタル技術を活用した地方都市と大都市の交流・連携促進による都市再生の推進
(地方都市と 大都市を最先端技術〈5G等〉で繋ぐオープンイノベーション拠点やテレワーク施設等の整備)
- (1-3) 全国各地域のまちづくりDXのURによる支援の推進

□ データに基づく最適な空間再編

- (1-4) データを活用した都市アセットの柔軟な利活用等による人間中心のウォークブルな公共空間の再編推進
- (1-5) 動的データを活用した空間設計・事後評価を推進するためのまちなかにおけるセンサー設置等の支援
- (1-6) 公園管理におけるデジタル技術導入の推進（パークマネジメントDX）
- (1-7) XR技術等を活用した地域の景観形成における住民参加の促進
- (1-8) 都市の緑化空間等の定量的把握と効果分析へのデジタル技術の活用
- (1-9) 災害に対するデジタル技術を活用した防災まちづくりの推進

□ 高度なサービスに応える空間整備DX

- (1-10) 自動運転等の次世代都市交通サービスに対応したインフラ再構築の推進
- (1-11) 市街地整備と合わせた3D都市モデル等の都市空間基盤データ整備の推進



エリマネDX

- 住民ニーズを的確にとらえたきめ細かい都市サービスを継続的に提供していくため、ネイバーフッド（身近なエリア）におけるまちづくり活動（エリアマネジメント）へのデジタル技術の導入によるエリマネ高度化を図る「エリマネDX」を推進する。

■ 施策概要

□ エリマネを担うまちづくり団体の体制強化

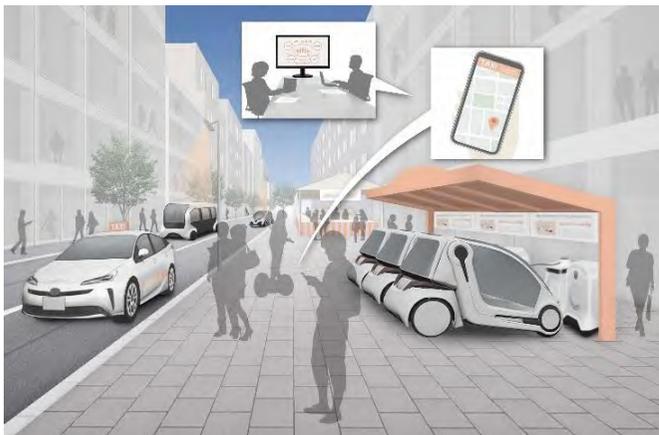
- (2-1) エリマネDXの主体となるまちづくり団体のデジタル・ケイパビリティ強化のためのガバナンスの仕組み構築
- (2-2) デジタル技術の導入・活用を図るエリマネ活動をを進めるまちづくり団体へのマネタイズ支援（財政支援、ビジネスモデルの横展開等）
- (2-3) 市民QoLに着目したまちづくり活動の評価手法の開発
- (2-4) まちづくり団体によるエリマネ活動の見える化の支援

□ 高度なエリマネサービスの社会実装

- (2-5) 多様な人材の参画と新たなサービス創出に向けたリ빙ラボの推進
- (2-6) 面整備・施設整備や都市再生と合わせた都市サービス開発・高度化の一体的支援
- (2-7) まちづくり団体等によるデジタル技術を活用した都市サービスの実装支援（公共空間の管理、駐車需要マネジメントシステム、シェアビルの導入、災害対応サポート構築等）
- (2-8) 面的エネルギーネットワーク構築とエネルギーマネジメントのDXによる地域単位でのエネルギー利用の高効率化

□ 地域内のデータ循環促進

- (2-9) エリア内外の官民データ連携やサービス創出を図るためのデータ連携基盤の構築等の仕組みの構築、支援
- (2-10) 身近な空間におけるリアルタイム利用状況の見える化（駐車場満空情報、バス・タクシー待行列、駅や駅前広場の混雑状況、イベント時の混雑予測等）の推進



5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン④

まちづくりデータの高度化・オープンデータ化

- まちづくりに関わる官民の主体が取得する多様なデータのオープンデータ化や高度化、データを扱うことが出来る人材育成や組織の強化、オープンデータと他のデータの連携の推進等を進め、様々な分野におけるオープン・イノベーションを創出する。

■ 施策概要

□ オープンデータ化の推進

- (3-1) 3D都市モデルのオープンデータに関するリーガル面の課題整理・グレーゾーン解消
- (3-2) 都市計画情報の高度化・オープンデータ化の推進
- (3-3) 都市公園データのオープンデータ化・活用推進
- (3-4) 大規模盛土造成地マップ等のオープンデータ化と活用の推進
- (3-5) 都市交通調査（パーソントリップ調査）の手法の高度化、オープンデータ化の推進
- (3-6) 都市交通施設関係データのオープンデータ化・利用促進

□ デジタル・ケイパビリティの強化

- (3-7) 3D都市モデルをはじめとするGISデータ活用のための人材育成プログラムの開発
- (3-8) まちづくりデータの活用活性化のためのハッカソン、ピッチイベント等の開催

□ データ連携の推進

- (3-9) 地籍調査等の多様なデータソースを活用した都市計画基本図の高度化に向けた検討
- (3-10) 多様なデータと3D都市モデルの相互流通性確保に向けた「三次元空間ID」等との連携手法の開発



3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進（Project PLATEAU）

- 3D都市モデルがまちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、地方自治体によるデータ整備と民間企業によるユースケース開発が相互に連携し、自律的に創造されていくエコシステムの構築を目指す。

■ 施策概要

□ データ整備の高度化・効率化

- (4-1) 土木構造物、地下構造物、動的データ、屋内モデル等の国際規格に基づく標準仕様の拡張
- (4-2) 自動生成ツール等のデータ整備効率化に資する技術開発
- (4-3) データ更新スキームの確立（多様なデータソースは公的データを利用した短周期の更新手法の研究・実装）
- (4-4) BIM/InfraBIM、ゲームエンジン、点群等とのデータ連携手法の確立
- (4-5) 3D都市モデル作成のための測量手法の開発・普及

□ ユースケースの拡充

- (4-6) ユースケース開発の拡充（自律型モビリティ、自動運転、カーボンニュートラル、防災、まちづくり、メタバース等の多様な分野で先進的なユースケースを開発）
- (4-7) 地方自治体によるユースケース社会実装の支援

□ データ・カバレッジの拡大

- (4-8) 地方自治体によるデータ整備の支援
- (4-9) データ可視化・管理・連携システムの構築（PLATEAU VIEW改修）
- (4-10) デジタル技術を活用した復興まちづくりの推進
- (4-11) i-都市再生（都市構造可視化）の取組と連携した自治体職員のデジタルスキルアップ支援



6. コンパクト・プラス・ネットワーク

○ 生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を連携して取り組むコンパクト・プラス・ネットワークの推進。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地

○ 都市の生活を支える機能の低下

- ・ 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
- ・ 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

○ 地域経済の衰退

- ・ 地域の産業停滞、企業撤退
- ・ 低未利用地や空き店舗の増加

○ 厳しい財政状況

- ・ 社会保障費の増加
- ・ インフラの老朽化対応

コンパクトシティ

立地適正化計画

○ 都市機能誘導区域

- ・ 生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定

○ 居住誘導区域

- ・ 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、

- ・ コンパクトシティ形成支援事業、
- ・ 都市構造再編集中支援事業等で支援

+



ネットワーク

地域公共交通計画

- ・ まちづくりとの連携
- ・ 地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

○ 地域公共交通利便増進実施計画

- ・ 路線等の見直し
- ・ 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等

○ 地域旅客運送サービス継続実施計画

- ・ 路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービスを導入

関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援

7. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

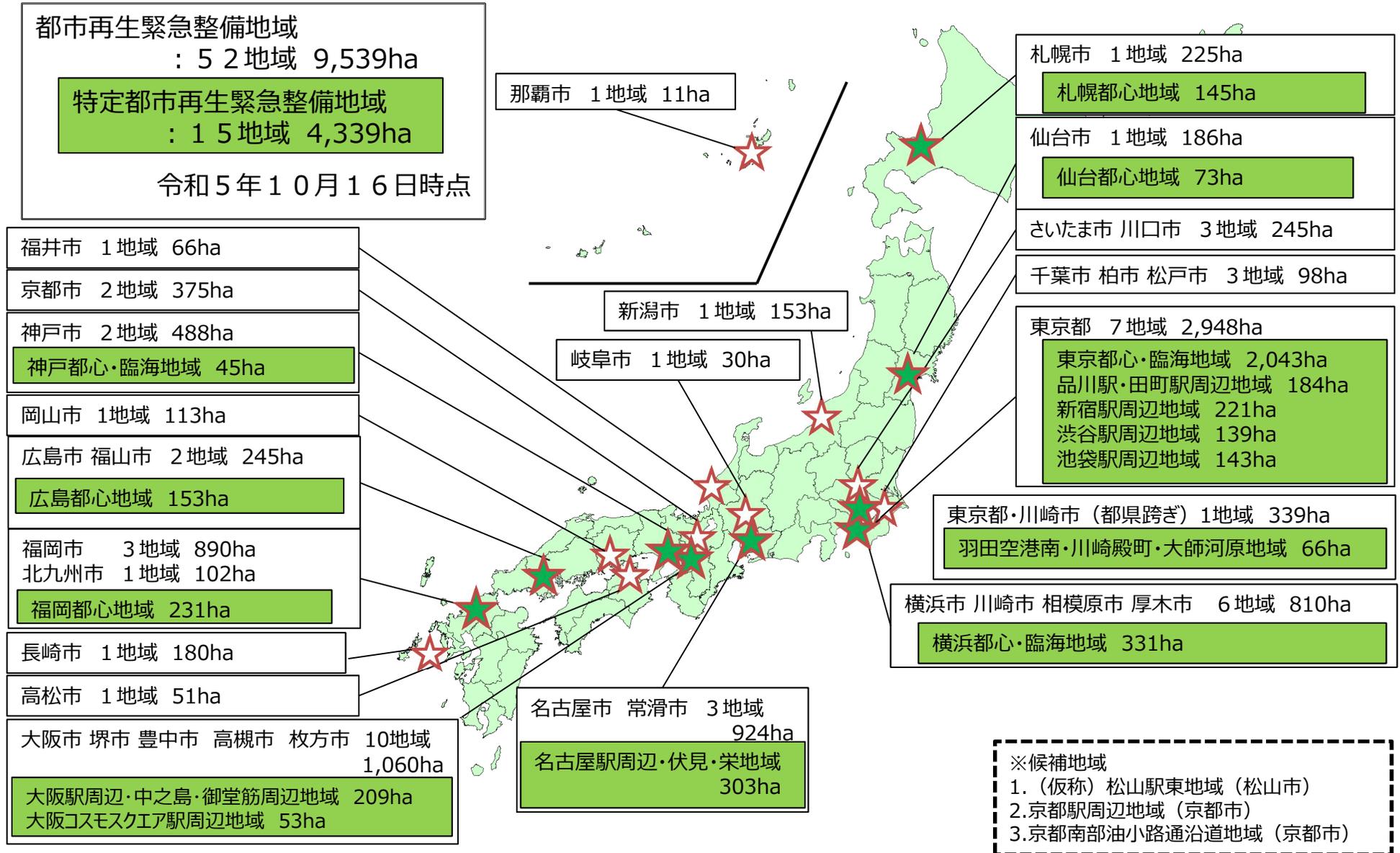
- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共公益施設整備などまちづくりを総合的に支援。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域	
都市再生を推進すべき地域を政令指定： 都市再生緊急整備地域 (52地域) 特定都市再生緊急整備地域 (15地域):特に都市の国際競争力の強化	
法制上の支援措置 (都市計画等の特例)	財政支援
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別地区 (122地区) 容積率・高さ・用途等の制限緩和 ・都市再生事業に係る認可等の迅速化 ・都市計画提案制度 (85件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ) 道路や鉄道施設等の重要インフラや、エネルギー導管の整備等 ・官民連携まちなか再生推進事業 官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援 ・都市安全確保促進事業 計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備
民間都市再生事業計画の認定 (159計画)	
<ul style="list-style-type: none"> 金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援 税制支援 建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等 (適用期限：令和8年3月31日まで) 	

全国の都市区域	
都市再生整備計画(市町村が作成)に基づく各種支援 (これまで1,111市町村、3,634地区に支援)	
財政支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集中支援事業※1及び社会資本整備総合交付金※2などにより、まちづくりを財政的に支援 道路や公園、広場等のハード事業 各種調査や社会実験等のソフト事業 等 	
<small>※1 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。 ※2 一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることが支援要件となります。</small>	
民間都市再生整備事業計画の認定 (52計画)	
<ul style="list-style-type: none"> 金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援・まち再生出資 	

※ 都市再生整備計画に基づく財政支援件数については令和5年12月1日現在、都市再生緊急整備地域については令和5年10月16日現在、都市再生特別地区については令和5年9月30日現在、民間都市再生事業計画については令和5年11月30日現在、民間都市再生整備事業計画については令和5年3月31日現在、都市計画提案制度については令和5年3月31日現在

7. 都市再生緊急整備地域



8. まちなかウォーカブル

- 市区町村が滞在快適性等向上区域を設定した都市再生整備計画を作成し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ。(R5.6末時点で101市区町村が区域を設定済み)
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けて、ウォーカブルな取組を普及・展開するため、予算制度の拡充や知見の共有等、ウォーカブル推進都市(361都市 R5.12末時点)をはじめとした様々な主体に対して必要な支援を実施。

STEP 0 (ビジョン策定に着手等)	STEP 1 (ワークショップ・社会実験等)	STEP 2 (点の整備に着手)	STEP 3 (面の整備に着手)
			
<p>エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定等に着手もしくは、これから検討を開始する。</p>	<p>ウォーカブルな空間創出に向けた公共空間のデザイン検討や街路の広場化・再配分等の社会実験が実施されている。</p>	<p>ウォーカブルな空間創出に向けて、エリア内で歩道拡幅、滞留空間整備などの事業が進められている。</p>	<p>点の整備を軸に、民間施設等も含め、ウォーカブルな空間が面的に形成・拡大し、民間とも連携し、ゆとりと賑わいある空間が形成されている。</p>

取組初期の都市を重点的にサポートするとともに、ステップアップに向けた支援を実施

支援制度

- ・まちなかウォーカブル推進事業（交付金・補助金）
- ・都市・地域交通戦略推進事業（交付金・補助金）
- ・ウォーカブル推進税制
- ・官民連携まちなか再生推進事業（補助金）
- ・まちなか公共空間等活用支援事業（補給金） 等

ウォーカブル推進都市・マチミチ会議※

- ・最新の情報・知見の共有・展開等

予算・税制支援による取組の実施

ウォーカブル推進都市・
マチミチ会議構成員の連携強化
(オンラインプラットフォームの構築)

STEP 3に到達
する都市数の増加

※居心地が良く歩きたくなる街路づくりに興味のある自治体の担当者等が新たな街路空間のあり方を議論する場

8. ウォーカブル推進都市一覧

○ **361都市**が“WEDO”*の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和5年12月31日時点)

○ **101市区町村**がウォーカブル区域(滞在快適性等向上区域)を設定。(令和5年6月30日時点)

* Walkable (歩きたくなる) Eyelevel (まちに開かれた1階) Diversity (多様な人の多様な用途、使い方) Open (開かれた空間が心地よい)

令和5年6月末までに、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市区町村(既に都市再生整備計画の期間が終了した市区町村を含む)

北海道 札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 釧路市 千歳市 北広島市 黒松内町 栗山町 沼田町 東神楽町 上土幌町	鹿角市 由利本荘市 山形県 山形市 福島県 福島市 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 棚倉町 茨城県 水戸市 日立市 土浦市 石岡市 下妻市 笠間市 取手市 つくば市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 小美玉市 茨城町 大洗町 境町 栃木県 宇都宮市 足利市 小山市	下野市 上三川町 群馬県 前橋市 館林市 埼玉県 埼玉市 さいたま市 熊谷市 川口市 秩父市 所沢市 本庄市 春日部市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 久喜市 三郷市 蓮田市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 白岡市 美里町 上里町 宮代町 杉戸町 入間市 千葉県 千葉市 千葉市	木更津市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 酒々井町 白子町 長柄町 東京都 東京都 千代田区 港区 新宿区 台東区 墨田区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 足立区 八王子市 武蔵野市 三鷹市	府中市 調布市 町田市 東村山市 国分寺市 福生市 狛江市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 神奈川県 神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 鎌倉市 逗子市 厚木市 大和市 三浦市 新潟県 新潟市 長岡市 三条市 加茂市 見附市 上越市 南魚沼市 富山県 富山市 高岡市 石川県 石川県 富山県 富山市 高岡市	金沢市 小松市 加賀市 能美市 野々市市 福井県 福井市 敦賀市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 長野市 松本市 岡谷市 諏訪市 小諸市 茅野市 佐久市 上田市 岐阜県 岐阜市 大垣市 高山市 関市 美濃加茂市 各務原市 静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 下田市 湖西市	静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 下田市 湖西市 愛知県 愛知県 名古屋市 名古屋市中区 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 刈谷市 豊田市 安城市 蒲郡市 犬山市 新城市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市	三重県 三重県 津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 熊野市 朝日町 明和町 滋賀県 大津市 彦根市 草津市 守山市 東近江市 愛荘町 長浜市 京都府 京都市 長岡京市 八幡市 南丹市 久御山町 大阪府 大阪市 堺市 岸和田市 豊中市	池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 八尾市 富田林市 河内長野市 羽曳野市 門真市 高石市 東大阪市 大阪狭山市 阪南市 熊取町 兵庫県 神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 加古川市 西脇市 加西市 新温泉町 奈良県 大和郡山市 桜井市 生駒市	宇陀市 田原本町 上牧町 王寺町 和歌山県 和歌山市 鳥取県 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 島根県 松江市 江津市 津和野町 大田市 岡山県 岡山市 倉敷市 高梁市 岡山市 倉敷市 高梁市 広島県 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 山口県 下関市 宇部市	山口市 防府市 長門市 周南市 徳島県 徳島市 阿南市 美波町 香川県 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 多度津町 宇多津町 愛媛県 松山市 大洲市 内子町 高知県 高知市 南国市 四万十市 福岡県 北九州市 福岡市 久留米市 飯塚市 田川市 柳川市 春日市	大野城市 古賀市 うきは市 川崎市 佐賀県 佐賀市 佐賀市 基山町 上峰町 長崎県 長崎市 佐世保市 熊本県 熊本市 菊池市 南関町 益城町 あさぎり町 大分県 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 白杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市	由布市 国東市 日出町 玖珠町 宮崎県 宮崎県 宮崎市 日南市 小林市 西都市 三股町 綾町 高鍋町 川南町 都農町 高千穂町 鹿児島県 鹿児島市 薩摩川内市 霧島市 始良市 中種子町 沖縄県 うるま市
---	---	--	---	--	---	--	---	--	---	---	---	--

※石巻市(宮城県)・中央区(東京都)・藤沢市(神奈川県)・伊豆の国市(静岡県)・武雄市(佐賀県)・荒尾市(熊本県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

合計 361都市

9. スマートシティの政府の推進体制と官民連携プラットフォーム

○ Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。

政府一丸となったスマートシティの推進体制

統合イノベーション戦略推進会議

議長：官房長官、議長代理：科学技術担当大臣

指示 ↓ ↑ 報告

スマートシティ・タスクフォース会合

関係府省（事務局：内閣府）

○ 関係府省連携による施策推進体制

内閣府

全体総括
スマートシティの設計図
(アーキテクチャ)の構築

デジタル庁

デジタル社
会重点計画
など策定

モデル事例の構築と全国への横展開

国交省

(都市局)

都市インフラに関連し、複数分野に跨るモデルプロジェクト

総務省

データ連携基盤を整備し、複数分野に跨るプロジェクト

国交省・経産省

(総合政策局)

新たなモビリティサービスのモデルプロジェクト

産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員とした官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立。

官民連携プラットフォームの構成（合計960団体）

会員（事業実施団体）644団体

企業等
(406団体)

大学・研究機関
(49団体)

地方公共団体
(187団体)

会員
(経済団体等)
3団体

会員（関係府省）12団体

内閣官房

警察庁

金融庁

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

環境省

事務局

内閣府

総務省

経済産業省

国土交通省

デジタル庁

オブザーバー会員
(301団体)

(R5年12月末時点)

① 事業支援

各府省のスマートシティ関連事業を実施する会員に対して、資金面に加え、ノウハウ面でも各府省が一体となって支援

③ マッチング支援

解決したい課題を持つ地方公共団体等と、解決策やノウハウを持つ民間事業者等とのマッチングを支援

② 分科会

共通する課題を抱える会員相互で課題の解決策等の検討のため分科会を開催（分科会の成果は会員間で共有）

④ 普及促進活動

各地におけるスマートシティの取組の普及や、モデル事業で得られた知見等の横展開を図るための活動を実施

9. スマートシティサービスの連携ユースケースの作成(R5.4)

○スマートシティ実施都市の更なるスマートシティサービスの検討・実装を支援するために、「**スマートシティサービスの連携ユースケース**」を作成。

- ・各地のスマートシティサービス事例を基に、複数のスマートシティサービスが連携する姿を整理
- ・複数の関連するサービスが連携することで、より利便性の高いサービスに繋がることを提示

スマートシティサービスの連携ユースケース

個別のスマートシティサービスを連携させたユースケースをわかりやすく示すために、複数パターンを整理し、それぞれ、**全体像（イメージ）**・**サービス概要**・**データ体系**・**技術**について整理した。

▼各論点についてパターンごとに1枚ずつ整理



5つのパターン

観光・地域活性化分野、防災分野の中から比較的ニーズの多い内容を5つのパターンに整理し、複数サービスの連携した姿を提示

パターンA

AIカメラを用いて「まちなかの情報」を取得した、データを用いたまちづくり

パターンB

アプリを用いた「まちなかの情報」の提供による、賑わい創出

パターンC

パーソナライズ情報提供等による、災害発生時の避難支援の迅速化・高度化

パターンD

発災箇所のリアルタイムデータの共有等による、情報伝達の迅速化

パターンE

3D都市モデルを用いた被害状況の可視化等による、様々な防災の取組の高度化

スマートシティモデル事業等推進有識者委員会

石田 東生
伊藤 香織
白坂 成功

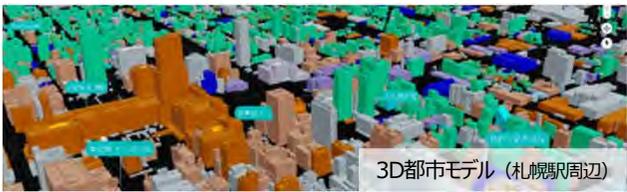
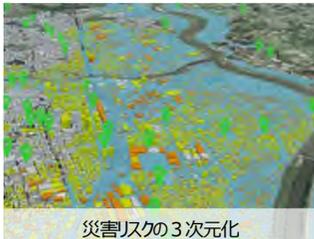
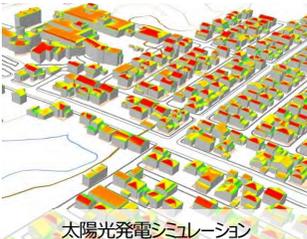
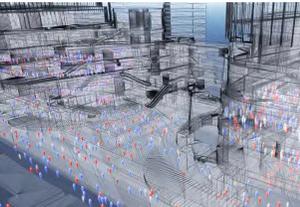
筑波大学 名誉教授 <座長>
東京理科大学 理工学部 建築学科 教授
慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 教授

中川 雅之
原田 達也
村木 美貴

日本大学 経済学部 教授
東京大学 先端科学技術研究センター 教授
千葉大学大学院 工学研究院 教授

10. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- **Project PLATEAU (プラトー)** は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、そのデジタル・インフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト。
- 国の取組として**標準データモデルの策定**や**先進技術を活用したユースケース開発**を進めるとともに、**地方自治体におけるデータ整備やユースケースの社会実装を支援**。
- また、**オープンデータを活用した新たなビジネスやイノベーションの創出**のため、データ利用環境の改善（API配信、SDK開発等）、データハンドリング・チュートリアル の充実、ハッカソン・ピッチイベントの開催等を実施。
- これらの取組により、**3D都市モデルの持続可能な整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築**を行い、社会変革やサービス創出を目指す。

令和2年度・令和3年度 の取組	令和4年度・令和5年度 の取組	令和6年度～ の取組
標準データモデルの開発/オープンデータ化	地方公共団体による3D都市モデルの社会実装	エコシステムの構築
<p>国際標準に基づくオープンフォーマットを日本データモデルとして採用し、プロトタイプとしてこれまで約60都市のデータを整備し、オープンデータ化。</p>  <p>3D都市モデル (札幌駅周辺)</p>	<p>地方公共団体によるデータ整備・更新、活用、オープンデータ化等の3D都市モデルの社会実装を支援。</p>  <p>農業用ドローンの運航計画 (北海道更別村)</p>  <p>VR浸水シミュレーション (熊本県各市)</p>	<p>企業、コミュニティ、地方公共団体等の多様な主体の取組を後押し、整備・活用・オープンデータ化が自律的に発展していく「エコシステム」の本格構築を行う。</p>  <p>PLATEAU コンソーシアム</p>  <p>デジタル・クイパリティの向上</p>
プロトタイプとなるユースケース開発	国による技術開発/リーディングケース創出	ユースケースの社会実装
<p>防災、環境、まちづくりなどの分野で3D都市モデルの政策活用や民間サービス創出の手法を開発し、ユースケースの社会実装フェーズを準備。</p>  <p>災害リスクの3次元化</p>  <p>太陽光発電シミュレーション</p>	<p>標準データモデルの拡張、先進的なユースケースの技術検証、民間市場形成支援等を国のプロジェクトとして実施。</p>  <p>インフラマネジメント効率化</p>  <p>避難シミュレーション</p>	<p>これまで開発してきたユースケースの汎用化を行い、全国各地での3D都市モデルを活用したソリューションの社会実装を図る。</p>  <p>XRを活用した市民参加型まちづくり</p>  <p>開発許可の適地診断・申請システム</p>

10. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

3D都市モデル整備都市リスト（下線は令和5年度新規整備予定の都市）

■ 令和4年度末までに約130都市（市町村）を整備。令和5年度末には約200都市を目指す。

北海道	久喜市 八潮市 蓮田市 吉川市 白岡市 毛呂山町 宮代町 杉戸町 松伏町	東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町	佐久市	清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町	三木市 朝来市 たつの市	福岡県
札幌市 室蘭市 更別村			岐阜県			北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 飯塚市 宗像市 うきは市 筑前町
青森県			岐阜市 美濃加茂市		奈良県	
むつ市			静岡県		奈良市	
岩手県			静岡市	愛知県	和歌山県	
盛岡市			浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町	名古屋市 岡崎市 豊橋市 春日井市 豊川市 津島市 豊田市 安城市 日進市	和歌山市 田辺市 太地町	
宮城県					岡山県	
仙台市	千葉県				和歌山市 田辺市 太地町	
	茂原市 柏市 八千代市	神奈川県			岡山県	
福島県		横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 厚木市 箱根町			備前市	佐賀県
郡山市 いわき市 白河市 相馬市 南相馬市	東京都				鳥取県	武雄市 小城市 大町町 江北町 白石町
	特別区（23区） 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市	新潟県			鳥取市 米子市 境港市 日吉津村	
茨城県		新潟市 長岡市 加茂市 上越市			広島県	長崎県
つくば市 鉾田市 境町					広島市 呉市 竹原市 福山市 府中市 三次市 海田町	佐世保市
栃木県		石川県		三重県		
宇都宮市		金沢市 加賀市		四日市市 熊野市		熊本県
群馬県		山梨県		京都府		熊本市 荒尾市 玉名市 益城町
前橋市 桐生市 館林市		甲府市		京都市		
		長野県		大阪府		大分県
埼玉県		松本市 岡谷市 諏訪市 伊那市 茅野市		大阪市 堺市 豊中市 池田市 高槻市 河内長野市 柏原市 摂津市 忠岡町		日田市 臼杵市
さいたま市 熊谷市 加須市 春日部市 越谷市 戸田市 新座市						
					徳島県	宮崎県
					徳島市	延岡市
					香川県	沖縄県
					高松市 さぬき市	那覇市
					愛媛県	
					松山市 東温市	
				兵庫県		
				姫路市 加古川市		

1.1. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する**国営公園**については、**現在17公園で整備及び維持管理**を行っているほか、国土交通省設置法第4条第1項第48号に基づき、**5箇所**で**公共空地の整備及び維持管理**を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行う**Park-PFI制度**は、**国・自治体あわせて131箇所**で活用されている。

国営公園等位置図



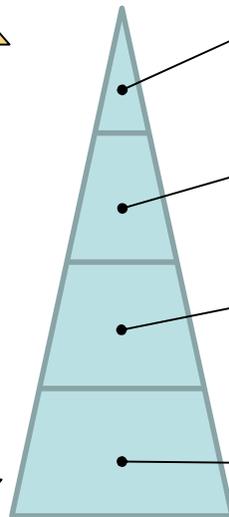
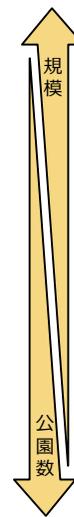
Park-PFIの活用状況

(令和5年3月末時点)

	公募済	事業者決定		事業実施済み
		選定中	決定済み	
国営公園	3	0	1	2
自治体の公園	128	11	56	61
合計	131	11	57	63

都市公園の体系

(令和4年3月末時点)



- 国営公園**
国営公園：17箇所
供用面積：4,306ha
事業主体：国
- 大規模公園**
広域公園：223箇所
供用面積：15,291ha
事業主体：都道府県・政令市
- 都市基幹公園**
運動公園：840箇所
総合公園：1,402箇所
供用面積：39,805ha
事業主体：都道府県・市区町村
- 住区基幹公園**
地区公園：1,646箇所
近隣公園：5,865箇所
街区公園：90,943箇所
供用面積：34,106ha
事業主体：市区町村

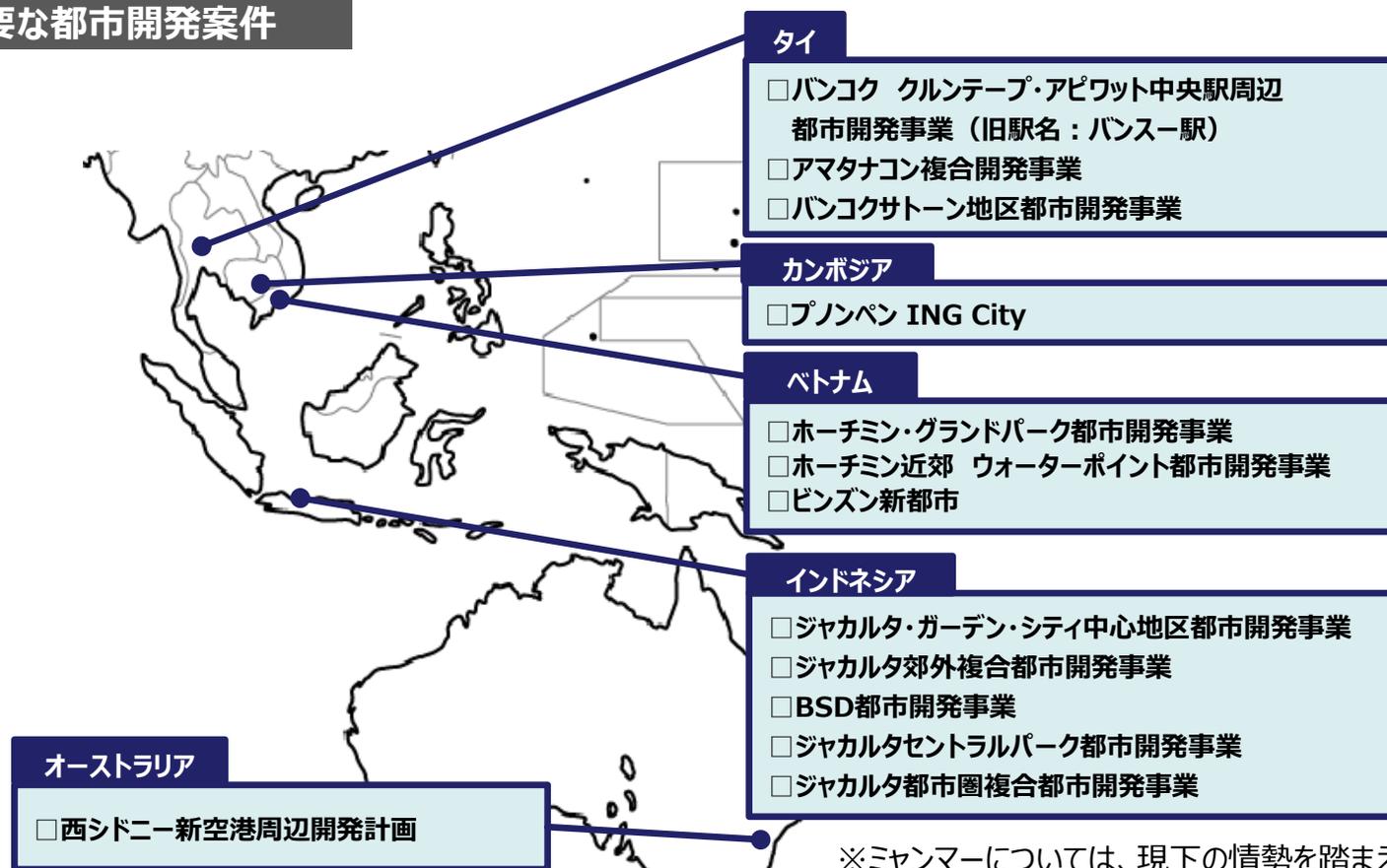


1 2. 都市開発の海外主要案件

概要

- ▶ 我が国事業者の大規模な都市開発への参画を促進するため、案件発掘・形成段階から積極的に我が国政府や関係機関が参画し、民間企業が参画する環境を整備。
- ▶ 平成30年8月に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が施行され、UR（都市再生機構）が海外業務を行うことが可能となった。

主要な都市開発案件



※ミャンマーについては、現下の情勢を踏まえ、今後の事態の推移を注視し検討

Ⅷ. 問い合わせ先

●令和6年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

項目・ページ		担当課・連絡先
1. (1)	P 1 9	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
1. (2)	P 2 0	都市計画課 (03-5253-8409) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
1. (3)	P 2 1	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412)
2. (1)	P 2 2	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
2. (2)	P 2 3	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 都市政策課 (03-5253-8397)
2. (3)	P 2 4	市街地整備課 (03-5253-8412) まちづくり推進課 (03-5253-8405)
3. (1)	P 2 5	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
3. (2)	P 2 6	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
4. (1)	P 2 7	都市計画課 (03-5253-8409) 街路交通施設課 (03-5253-8415)

項目・ページ		担当課・連絡先
5. (1)	P 2 9	都市政策課 (03-5253-8397) 都市計画課 (03-5253-8409)
5. (2)	P 3 1	都市政策課 (03-5253-8397) 市街地整備課 (03-5253-8412) 総務課国際室 (03-5253-8955)
6. (1)	P 3 3	都市安全課 (03-5253-8400)
6. (2)	P 3 4	都市安全課 (03-5253-8400) 市街地整備課 (03-5253-8412)
6. (3)	P 3 5	都市安全課 (03-5253-8400)
7. (1)	P 3 6	総務課国際室 (03-5253-8955) 都市政策課 (03-5253-8397)
8. (1)	P 3 7	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
8. (2)	P 3 8	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)

(この冊子は、再生紙を使用しています。)